

第 5 回

熊本県議会

# 厚生常任委員会会議記録

令和2年10月2日

開 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

## 第5回 熊本県議会 厚生常任委員会会議記録

令和2年10月2日(金曜日)

午前9時58分開議  
午前11時26分休憩  
午前11時36分開議  
午後0時8分休憩  
午後0時58分開議  
午後2時0分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 令和2年度熊本県一般会計補正予算(第10号)  
議案第4号 令和2年度熊本県病院事業会計補正予算(第1号)  
議案第5号 専決処分の報告及び承認についてのうち  
議案第11号 熊本県食品衛生基準条例等の一部を改正する等の条例の制定について  
議案第12号 熊本県安心こども基金条例の一部を改正する条例の制定について  
報告第7号 一般財団法人熊本さわやか長寿財団の経営状況を説明する書類の提出について  
報告第8号 公益財団法人熊本県総合保健センターの経営状況を説明する書類の提出について  
報告第9号 公益財団法人熊本県移植医療推進財団の経営状況を説明する書類の提出について  
報告第10号 公益社団法人熊本県生活衛生営業指導センターの経営状況を説明する書類の提出について  
報告第32号 歯科保健対策の推進に関する施策の報告について  
閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について  
報告事項

①令和2年7月豪雨からの復旧・復興プラン(仮称)の検討状況について  
②「ひきこもり状態にある方」に関する調査の結果について  
③新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行に備えた診療・検査体制の整備について

出席委員(8人)

委員長 山口 裕  
副委員長 中村 亮彦  
委員 岩下 栄一  
委員 藤川 隆夫  
委員 鎌田 聡  
委員 竹崎 和虎  
委員 西村 尚武  
委員 前田 敬

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

健康福祉部

部長 渡辺 克淑  
政策審議監 早田 章子  
医監 迫田 芳生  
長寿社会局長 沼川 敦彦  
子ども・  
障がい福祉局長 唐戸 直樹  
健康局長 岡崎 光治  
首席審議員兼  
健康福祉政策課長 下山 薫  
首席医療審議員 池田 洋一郎  
健康危機管理課長 上野 一宏  
高齢者支援課長 篠田 誠  
認知症対策・  
地域ケア推進課長 伊津野 裕昭

社会福祉課長 永 野 茂  
子ども未来課長 久 原 美樹子  
子ども家庭福祉課長 坂 本 弘 道  
障がい者支援課長 下 村 正 宣  
首席審議員兼  
医療政策課長 三 牧 芳 浩  
国保・高齢者医療課長 沖 圭一郎  
健康づくり推進課長 亀 丸 明 弘  
薬務衛生課長 樋 口 義 則

知事公室  
首席審議員兼  
新型コロナウイルス  
感染症対策室長 波 村 多 門

病院局  
病院事業管理者 吉 田 勝 也  
総務経営課長 杉 本 良 一

---

事務局職員出席者  
議事課主幹 平 江 正 博  
政務調査課主幹 西 村 哲 治

午前9時58分開議

○山口裕委員長 おはようございます。

ただいまから第5回厚生常任委員会を開会いたします。

まず、今回の委員会から新たに出席する執行部職員の自己紹介をお願いします。

（池田首席医療審議員、波村新型コロナウイルス感染症対策室長自己紹介）

○山口裕委員長 それでは、令和2年度の主要事業及び新規事業の説明と付託議案等の審査に入ります。

本日は、新型コロナウイルス感染症対策として、3密を防ぐため、次第に記載のとおり、執行部の説明及び質疑応答を2つのグループに分けて実施することとしております。

健康福祉部の健康福祉政策課、健康危機管理課、長寿社会局及び子ども・障がい福祉局を前半グループとして、また、説明員の入替えを行った後に、健康福祉部の健康局及び病

院局を後半グループとして、それぞれ主要事業、新規事業の説明、付託議案等の審査を行い、その後、まとめて議案採決を行うこととしております。

それではまず、健康福祉部長から総括説明をお願いします。

○渡辺健康福祉部長 議案の説明に先立ちまして、令和2年7月豪雨災害及び新型コロナウイルス感染症への対応について御説明申し上げます。

まず、令和2年7月豪雨への対応についてです。

7月4日の発災から約3か月となりますが、現在も700人を超える方が避難所での生活を余儀なくされております。

県では、これらの方々に一日も早く安心して暮らせる生活の場を提供するため、これまでに、22団地、775戸の仮設住宅の建設に着手しました。

既に、13団地、296戸が完成し、入居も始まっており、引き続き、市町村と連携し、スピード感を持って取り組んでまいります。

また、仮設住宅を建設する7市町村全てにおいて、地域支え合いセンターの設置を進め、被災者の見守り、生活支援、コミュニティー形成などの総合的な支援や心のケア体制の充実を図ってまいります。

さらに、医療施設や社会福祉施設の災害復旧についても取組を加速するなど、被災された方々の一日も早い生活再建と被災地の復旧、復興に全力で取り組んでまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症への対応についてです。

7月以降、全国的に感染が拡大し、県内でも、企業や福祉施設、飲食店においてクラスターが発生しました。累計感染者も570人を超え、入院患者も最大156人、病床占有率も一時は30%を超えました。

新規感染者数は、先週、先々週と2例ずつ

にとどまっております、今週は5人の感染が確認されているものの、県内の感染状況は落ち着きを見せているものと考えております。

県では、さらなる感染拡大に備え、検査体制の充実と医療提供体制の強化を両輪として取り組んでまいりました。

検査体制につきましては、医療機関における検査機器の導入促進等により、各地域において検査を受けられる体制の構築を進めております。

また、医療提供体制については、入院患者の受入れ病床の継続的な確保や重点医療機関の指定、宿泊療養施設の活用等の取組により、重症、中等症患者から軽症者等に対応できる体制の充実を図っています。

これからインフルエンザの流行期を迎えることも踏まえ、引き続き、新型コロナウイルスが身近な危機であることを県民の皆様に認識いただき、基本的な感染防止対策を徹底していただくとともに、スピード感を持って検査及び医療提供体制の強化を進めてまいります。

続きまして、本議会に提出しております健康福祉部関係の議案の概要について御説明申し上げます。

今回提出しておりますのは、予算関係が2議案でございます。

まず、議案第1号の令和2年度熊本県一般会計補正予算では、新型コロナウイルス感染症対策として、患者受入れのための病床確保を行う医療機関への助成経費など117億6,000万円余の増額、また、いわゆる肉づけ予算として、地域医療介護総合確保基金への積み増し経費など24億8,000万円余の増額をお願いしております。

次に、議案第5号の令和2年度専決処分の報告及び承認については、一般会計について、水害対策として、被災した高齢者福祉施設等の復旧に要する経費など29億3,000万円余を増額する専決処分を行っており、今回そ

の承認をお願いするものであります。

次に、条例関係につきましては、議案第11号、熊本県食品衛生基準条例等の一部を改正する等の条例の制定について外1件を提案しております。

また、報告関係につきましては、報告第7号、一般財団法人熊本さわやか長寿財団の経営状況を説明する書類の提出について外4件を御報告させていただきます。

このほか、その他報告事項として、令和2年7月豪雨からの復旧・復興プランの検討状況についてほか2件を御報告させていただくこととしております。

以上が今回提案しております議案の概要でございます。詳細につきましては、関係各課長が説明いたしますので、よろしく申し上げます。

○山口裕委員長 引き続き、前半グループの健康福祉部8課の主要事業及び新規事業、予算関係の付託議案について、執行部から説明をお願いします。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔をお願いします。

また、本日は、委員会室への入室人数を抑えるため、マスク等の入室を一部制限しております。これに対処するため、本日の委員会の様子をパソコンで視聴できるよう庁内に配信しておりますので、発言内容が聞き取りやすいよう、マイクに近づいて明瞭に発言いただきますようお願いいたします。

それでは、順次説明をお願いします。

○下山健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

資料の令和2年度主要事業及び新規事業の箇所をお願いいたします。

こちらの2ページをお願いいたします。

右上のほうに括弧書きで9月補正の計上額を全体として全課において計上しております

けれども、こちらのほうは、各課の説明の後半に9月補正の内容のところで主に説明させていただきたいと思っております。

それでは、説明に入ります。

まず、項目、災害救助対策の推進につきましては、1にごございます災害救助法に基づく被災者に対する仮設住宅の供与等を行うものでございます。

次に、被災者支援の推進でございます。

1の災害ボランティアセンター支援事業につきましては、令和2年7月豪雨の被災市町村支援のためのボランティアバスの運行に係る費用でございます。

2の地域支え合いセンター運営支援事業は、被災者の見守りや相談支援を行う各市町村地域支え合いセンターの活動経費の助成などを行うものでございます。

次に、「すまい」の再建支援につきましてでございますが、3ページにわたりますが、熊本地震において恒久的な住まいの確保を加速化させるための生活再建支援専門員の配置など、それから相談体制の整備やリバースモーゲージ型融資の利子助成や転居費用の助成など、本県独自の6つの支援策を実施するものでございます。

次に、項目、地域福祉の推進でございます。

誰もが気軽に集い、支え合う地域の拠点である「地域の縁がわ」などの取組を推進してまいります。

続きまして、令和2年度9月補正予算関係について御説明をいたします。

予算及び条例等関係のほうの資料の2ページをお願いいたします。

社会福祉総務費でございます。

(1)の地域の縁がわづくり推進・支援事業につきましては、「地域の縁がわ」の普及及び取組団体の活動充実のための支援窓口設置に要する経費など、所要額として、292万円余を計上しております。

(2)地域共生社会推進事業につきましては、地域住民同士の支え合い活動や市町村の包括的な相談体制の整備に要する経費で、所要額として、483万円を計上しております。

2の社会福祉諸費につきましては、県総合福祉センターにおける新型コロナウイルス感染症防止のため、施設利用を一時停止したことに伴う運営支援に要する経費でございます。所要額として、173万円余を計上しております。

災害救助費でございます。

こちらは、過年度分の災害救助費の事業費確定に伴う国庫への返納金でございます。

続きまして、24ページのほうにさせていただきます。

こちらは8月専決分としての御報告で、水害対策に係る経費でございます。

まず、災害救助費でございます。

右側の説明欄、お願いいたします。

1の災害救助対策費の(1)災害救助事業につきましては、医療関係団体などの活動経費に係る経費としまして、4億4,094万円余を増額しています。

続いて、災害派遣福祉チーム、熊本DCATと呼んでおりますが、この事業につきましては、社会福祉支援専門員や社会福祉士など、施設に主に従事しておられる方々のチームから成っておるものでございます。こちらの応援活動経費の増に伴いまして、235万円余を増額しております。

次に、民生施設単県災害復旧費でございます。

1、民生施設災害復旧費につきましては、芦北地域振興局の公用車が水没によって廃車となりましたために、更新に要する経費として、115万円余を計上しております。

健康福祉政策課の説明は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○上野健康危機管理課長 健康危機管理課で

ございます。

令和2年度主要事業及び新規事業の4ページをお願いいたします。

主要事業のうち、主なものについて説明させていただきます。

まず、項目、感染症対策の推進のうち、2の肝炎対策事業でございますが、これは、B型、C型肝炎ウイルスによる肝炎患者の治療及び肝炎が重症化し、肝がん、重度肝硬変になられた方の入院治療に要する医療費の助成や肝炎ウイルス検査を実施する事業でございます。

次に、5の保健所機能強化事業、感染症発生動向調査事業及びPCR検査専用臨時診療所運営費補助事業等でございます。

これは、新型コロナウイルス感染症に対応するために、国の交付金等を活用して、保健所機能強化のための相談業務委託や疫学調査等の人員確保を行う事業や帰国者・接触者外来等における検査機器等の整備、地域外来・検査センターの設置等に要する経費について助成する事業でございます。

資料の5ページをお願いいたします。

項目、食品の安全確保対策の推進のうち、2の管理・運営費、食肉衛生検査所機能整備事業でございますが、これは、食肉衛生検査所の老朽化、食肉の海外輸出増加に伴う検査機能強化のための改築工事に伴う事業でございます。

続きまして、項目、動物の愛護管理の推進のうち、1の犬取締事業及び動物愛護管理事業ですが、これは、狂犬病予防法、動物愛護管理法に基づく犬の保護、抑留、犬猫の引取り、譲渡など、保健所や動物愛護センターにおける動物の管理を実施する事業でございます。

次に、2の動物愛護推進事業及び動物愛護センター維持補修費でございます。

これは、第3次熊本県動物愛護推進計画に基づく殺処分ゼロを目指す動物愛護に関する

啓発や譲渡促進などを実施する事業でございます。

なお、9月補正予算に計上させていただいております事業の概要については、厚生常任委員会説明資料により御説明いたします。

それでは、令和2年度9月補正予算関係について御説明申し上げます。

厚生常任委員会説明資料、3ページをお願いいたします。

環境整備費でございますが、7,622万円余の増額補正をお願いしております。

説明欄1の動物愛護推進費でございますが、主な内容といたしましては、新たに整備する動物愛護センターの設計及び第3次熊本県動物愛護推進計画に基づき、殺処分ゼロを目指すための入り口・出口対策に要する経費でございます。

説明資料、4ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。

動物愛護センター整備事業、宇城市につきましては、年度内に契約を行いますが、諸手続や履行に要する期間を考慮いたしまして、来年度当初から継続して契約を行う必要があるため、今回の補正で債務負担行為をお願いするものです。

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○篠田高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

まず、主要事業、新規事業のほうから説明をさせていただきます。

6ページのほうをお願いいたします。

項目欄、高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画の策定ですが、これは今年度が第8期計画の策定年になっておりますので、今後、審議会での議論を踏まえまして、今年度中に計画を策定したいというふうに思っております。

続きまして、元気高齢者に対する取組につ

いてですが、1の高齢者能力活用推進事業は、熊本さわやか長寿財団が実施する事業に要する経費について助成をするものでして、2の老人クラブの関係は、(1)が県の連合会、(2)が市町村老人クラブに助成をするものでございます。

続きまして、介護人材の確保の関係でございますけれども、1の福祉人材緊急確保事業は、県民全般を対象としまして、福祉、介護分野への人材の新規参入促進を行うものでして、2番目が、7ページに移りますけれども、介護分野で働く外国人の学習支援等を行うものです。3が介護福祉士等の資格取得を目指す方の修学資金の貸付けを行うものです。4が介護職員勤務環境改善支援事業ですけれども、これは介護ロボットを導入する事業所への助成でして、これは、後ほど9月補正の予算議案でも御説明をさせていただきます。

次に、項目欄、介護基盤整備についてでございますけれども、1と2は、通常分の施設整備に関する事業でございます。地域密着型特別養護老人ホームなどの整備に関する経費でございます。

3は、介護施設等における感染症拡大防止対策事業ですけれども、新型コロナ対策としまして、マスク等の衛生用品を購入し、介護施設等へ配付するものでございます。4月議会、5月専決で承認をいただいているものでございます。

続いて、8ページでございます。

4番と5番が新型コロナ対策でございますけれども、これは施設整備になるんですけれども、4のほうは、介護施設の多床室を個室化するものでして、5番のほうは、陰圧装置の設置に関するものでございます。両事業とも、9月補正予算としましても追加で提案させていただいておりますので、後ほどまた説明をさせていただきます。

6と7は、8月議会で御承認をいただきま

した新型コロナ対策事業でして、特に、7番のほうですけれども、介護事業所の職員を対象とした慰労金の支給等に関する経費でございます。

8、9、10でございますけれども、それぞれ水害対応に係るものです。8は、被災した高齢者施設の災害復旧事業、9は、被災した高齢者施設等へその他の地域の職員を応援派遣する事業、10は、新しく国が設定したもので、水害対策に取り組む施設に対する助成事業でございます。

この3事業は、いずれも8月専決分でございますので、後ほど説明をさせていただきます。

続きまして、予算議案のほうをお願いいたします。説明資料のほうですけれども、5ページをお願いしたいと思います。

まず、5ページですけれども、9月補正予算の通常分ですが、社会福祉総務費で611万円余の増額補正をお願いしております。

説明欄ですけれども、社会福祉諸費の福祉人材緊急確保事業につきましては、介護人材の確保を図るための介護職の魅力発信等に要する経費でして、啓発セミナー、体験研修などをする事業でございます。

続きまして、その下の老人福祉費ですが、3,815万円余の増額補正をお願いしております。

高齢者福祉対策費の介護職員勤務環境改善支援事業につきましては、介護事業所が職員の勤務環境改善を図るために、介護ロボット等の導入経費について助成をするものでございます。

続きまして、新型コロナ対応分としまして、2事業あります。

まず、(1)ですけれども、介護施設における感染防止対策施設整備支援事業ですけれども、介護施設におきまして、感染拡大を防止するため、多床室を個室化する場合の改修経費について助成をするものでございます。

続きまして、6ページでございますけれども、(2)ですが、介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備支援事業につきましては、介護施設等における陰圧装置の設置に要する経費で、6月補正予算の後に追加で要望調査を行いまして、その結果、今回、3億5,000万円余の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、8月専決分でございます。

25ページをお願いしたいと思います。

25ページでございますけれども、水害対策分としまして、まず、社会福祉総務費で1,250万円の承認をお願いするものでございますけれども、説明欄に移りますが、社会福祉諸費の社会福祉施設等に対する応援職員派遣体制構築事業につきましては、被災しました高齢者施設等への他地域からの応援職員の派遣等に要する経費について助成をするものでございます。

続きまして、その下の老人福祉施設費ですが、1億5,000万円の承認をお願いするものです。

老人福祉施設整備費の老人福祉施設整備等事業につきましては、高齢者施設等で水害対策として新たに避難スペースの確保などを図ろうとします施設に対しまして助成をするものでございます。

続きまして、その下の民生施設補助災害復旧費ですが、12億7,600万円余の承認をお願いするものです。

説明欄の社会福祉施設災害復旧費の老人福祉施設等災害復旧事業につきましては、被災した高齢者施設等の復旧に要する経費について助成をするものでございます。

高齢者支援課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○伊津野認知症対策・地域ケア推進課長 認知症対策・地域ケア推進課でございます。

主要事業等の説明資料の9ページをお願い

いたします。

主なものを説明いたします。

まず、項目欄、認知症施策の推進についてでございます。

1番の認知症診療・相談体制強化事業につきましては、認知症疾患医療センターや認知症コールセンターの運営など、認知症の医療や相談体制の充実強化等に要する経費でございます。

2番の若年性認知症対策事業は、若年性認知症の方について、介護施設における受入れ促進等のための研修等に要する経費でございます。

5番の認知症医療体制地域連携強化モデル事業につきましては、今回の補正でお願いしておりまして、後ほど予算資料で説明をさせていただきます。

続きまして、10ページをお願いいたします。

次に、項目欄、地域包括ケアの推進でございます。

説明欄をお願いいたします。

2番の在宅医療サポートセンター事業は、在宅医療の推進に向けまして、地域における医療体制づくりや人材育成等を行う在宅医療サポートセンターの運営等に要する経費について助成するものでございます。

3番の訪問看護推進事業は、訪問看護ステーションへのアドバイザー派遣や人材育成など、訪問看護技術の支援等に要する経費について助成するものでございます。

5番の高齢者を支える地域活動支援事業は、地域資源に乏しい中山間地域等において、生活支援サービスの立ち上げに取り組む事業者への支援等に要する経費でございます。

続きまして、次のページ、11ページをお願いいたします。

7番の在宅歯科医療機能強化事業は、県歯科医師会に設置しております在宅歯科医療連



携室が行う訪問診療の調整や相談対応に要する経費、それから歯科診療所が訪問診療に必要な器材の購入に必要な経費等について助成するものでございます。

10番の被災高齢者等把握事業は、職能団体が豪雨災害により被災した在宅高齢者等への個別訪問を行い、必要に応じ、関係機関の支援につなぐために要する経費について助成するものでございます。これは8月補正で議決いただいたものでございます。

11番の復興リハビリテーションセンター設置・運営事業は、豪雨被災地における介護予防等を推進するために、熊本県復興リハビリテーションセンターを設置し、活動に取り組むために要する経費でございます。こちらは7月専決でございます。

続きまして、12ページをお願いいたします。

項目欄、市町村介護保険事業の円滑な推進についてでございます。

説明欄をお願いします。

1から3の事業につきましては、いずれも市町村に対する法定負担金の交付でございます。

4番の介護保険財政安定化基金事業は、介護保険法に規定する介護保険財政安定化基金の償還金と運用利息を積み立てるものでございます。

それでは、続きまして、予算の説明資料のほうをお願いいたします。7ページをお願いいたします。

説明資料7ページでございます。

老人福祉費でございますが、681万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。

説明欄をお願いいたします。

認知症医療体制地域連携強化モデル事業でございますが、認知症サポート医とかかりつけ医や地域包括支援センターなど、身近な地域での連携が進んでおります圏域をモデルにいたしまして、そのノウハウを県内に展開す

る取組に要する経費について助成するものでございます。

認知症対策・地域ケア推進課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○永野社会福祉課長 社会福祉課でございます。

令和2年度の主要事業及び新規事業につきまして、主なものを説明させていただきます。

資料の13ページをお願いいたします。

まず、生活困窮者等に対する取組でございます。

説明欄の1、生活保護の適正実施の(1)福祉事務所費及び(2)生活保護適正実施推進事業は、県福祉事務所及び本庁における生活保護の適正な実施を推進するための経費でございます。

次に、(3)から(6)は、それぞれ新型コロナウイルス感染症感染拡大防止等のための事業で、(3)は救護施設等に対して衛生用品の購入費用等を助成する事業、(4)は救護施設の職員へ慰労金を支給する事業、(5)は多床室を個室化する改修費用を助成する事業、(6)は新型コロナウイルス感染症発生時の事業継続を支援するための事業でございます。

14ページをお願いいたします。

2の扶助費の(1)生活保護費及び(2)生活保護県費負担金は、生活保護受給者に対する生活扶助や住宅扶助などに要する経費でございます。

次に、3の生活困窮者に対する自立支援でございます。

(1)の生活困窮者総合相談支援事業は、困窮者のための相談支援窓口を設置し、自立支援プランなどの総合的支援を行うもので、(2)の生活困窮者自立支援プラン推進事業は、(1)の事業で策定された自立支援プランに基づき、就労準備や家計改善、子供の学

習、生活支援等を行うものでございます。

15ページをお願いいたします。

(5)生活困窮者総合相談支援事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮し、住居を失うおそれが生じている方に対して家賃相当額の住居確保給付金を支給する事業でございます。

次に、項目、戦没者等の援護でございます。

2の引揚者等援護事務費及び3の引揚者等援護扶助費は、永住帰国された中国残留邦人の方に対する通訳派遣などの自立支援や給付金の支給を行うものでございます。

16ページをお願いいたします。

最後に、社会福祉施設等の指導監査等でございます。

2の小規模法人のネットワーク化による協働推進等事業は、複数の小規模法人や団体等がネットワークを構築して行う地域貢献や人材確保のための取組に対して助成をする事業でございます。

主要事業は以上でございます。

次に、予算関係を説明させていただきます。

予算関係説明資料の8ページをお願いいたします。

まず、社会福祉総務費でございますが、右側の説明欄をお願いします。

1の民生委員費につきましては、334万円余の増額をお願いしております。本事業は、民生委員、児童委員の活動に必要な費用弁償、交通費や通信費等でございますが、その費用は交付税措置をされておまして、今回、その単価が増額されたことによる経費の増でございます。

2の生活福祉資金貸付事業につきましては、緊急小口資金等の特例貸付けを実施する熊本県社会福祉協議会の貸付原資について、増額して助成を行うものでございます。

今回の増額によりまして、本年3月のスタ

ート時からの累計で55億3,000万円の貸付原資を助成するものでございます。

次に、生活保護総務費でございますが、生活困窮者総合相談支援事業として、363万円余の増額をお願いしております。

本事業は、生活困窮者の相談支援に当たる自立相談支援機関のアウトリーチ、訪問支援を含めた相談支援体制の強化を図るための経費でございます。

最後に、精神保健費でございますが、ひきこもり支援推進事業として、139万円余の増額をお願いしております。

本事業は、ひきこもり対策を推進するための体制強化として、ひきこもり地域支援センターに市町村等支援員を配置し、市町村のひきこもり対策への助言や相談対応を行うものでございます。

なお、ひきこもりに関しては調査を実施しており、後ほど、その他報告として説明をさせていただきます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○久原子ども未来課長 子ども未来課でございます。

主要事業及び新規事業資料の17ページをお願いします。

まず、教育・保育サービスの充実及び地域における子育て支援でございますが、1から6記載の事業は、子供の保育等に関する事業となっております。1の子どものための教育・保育給付費につきましては、私立保育所等に対する給付費に係る県負担金、4の多子世帯子育て支援事業につきましては、第3子以降の保育料補助、6につきましては、保育士確保のための取組に要する経費でございます。

次に、18ページをお願いいたします。

7から9は、私立幼稚園関係の事業でございます。7、8につきましては、私立幼稚園

の経常費などへの助成、9につきましては、幼稚園における新型コロナウイルス対策徹底のための経費に対する助成でございます。

次の10、11は、放課後児童クラブの運営や整備に対する助成でございます。

12につきましては、保育所や放課後児童クラブ等に対する新型コロナウイルス対策徹底のための経費に対する助成でございます。

次に、19ページをお願いいたします。

13につきましては、学校の臨時休業に伴う放課後児童クラブ等の運営費等に対する助成、14、15につきましては、7月豪雨により被災した保育所等の災害復旧への助成でございます。

次に、結婚・妊娠・出産・子育てのステージに応じた切れ目のない支援として、結婚支援や母子保健施策を記載しております。

2の「くまもとスタイル」結婚推進事業につきましては、よかボス企業等を中心とした結婚、子育てに関する意識啓発等に対する助成となっております。

20ページをお願いいたします。

3につきましては、希望する妊娠、出産のための不妊治療等への助成、4、5につきましては、乳幼児や小児慢性特定疾病を持つ児童への医療費の助成でございます。

6につきましては、8月補正でお願いいたしました新型コロナウイルスに感染した妊産婦への退院後支援や分娩前のPCR検査費用に対する助成でございます。

続きまして、予算関係説明資料9ページをお願いいたします。

9月補正予算について御説明いたします。

上段の児童福祉総務費につきまして、1億6,800万円余の増額補正をお願いしております。

1の児童健全育成費、子ども・子育て支援交付金につきましては、市町村が行う子育て支援センター等におけるICT機器導入等による感染防止に要する経費への助成ござい

ます。所要額として、580万円余を計上しております。

2の安心子ども基金積立金につきましては、幼児教育、保育の無償化の実施に必要な事務費として、国から交付された子育て支援対策臨時特例交付金を基金へ積み立てるものでございます。所要額として、1億6,200万円余を計上しております。

なお、関連して必要となる当該基金条例の改正につきましても、今回提案させていただいております。

次に、下段の児童福祉施設費につきましては、2,000万円余の増額補正をお願いしております。

特別保育総合推進事業につきましては、保育所等において医療的ケア児を受け入れるための看護師の配置について、市町村に対し、助成を行うものでございます。

10ページをお願いいたします。

公衆衛生総務費につきましては、1億8,600万円余の増額補正をお願いしております。

少子化対策総合交付金事業につきましては、市町村が行う結婚・妊娠・出産・子育てに係る総合的な少子化対策事業について、昨年度から単県費補助として助成してまいりましたが、今年度は、国の地方創生臨時特例交付金を活用して実施するものでございます。

続きまして、説明資料の26ページをお願いいたします。

水害対策に係る専決処分について御報告いたします。

上段の民生施設補助災害復旧費につきましては7億6,200万円余の増額補正を、下段の教育施設災害復旧費につきましては530万円余の増額補正の承認をお願いしております。

上段につきましては、被災した保育所等の復旧に要する経費、下段につきましては、幼稚園型認定子ども園を含む私立幼稚園の復旧に要する費用について、それぞれ助成するも

のでございます。

子ども未来課は以上でございます。御審議のほどお願いいたします。

○坂本子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課でございます。

主要、新規事業の冊子にお移りいただき、21ページをお願いいたします。

まず、児童虐待防止と社会的養育の推進についてでございます。

1、子ども虐待防止総合推進事業、これにつきましては、虐待対応の中核を担う県の児童相談所の活動の充実、それから市町村、関係機関等との連携を強化するものでございます。

2の児童家庭支援センター、3の里親推進事業、5の社会的養護自立支援事業については9月補正で計上しておりますので、そちらで説明させていただきます。

4の児童養護施設等及び里親委託に係る措置費は、家庭での養育が困難な児童を施設等をお願いするときの措置委託に係る経費でございます。

おめくりをいただきまして、22ページをお願いいたします。

6の清水が丘学園整備事業についても9月補正予算計上事業でございますので、そちらで御説明をいたします。

7の児童養護施設の新型コロナ対策支援事業については、施設の感染防止対策や個室化改修等の経費を助成するものでございます。

続きまして、ひとり親家庭等福祉の推進につきまして、1、ひとり親家庭等学習支援・交流事業は、地域の資源を生かして、独り親家庭の子供たちの学習支援を行う事業でございます。

2の母子父子寡婦福祉資金貸付事業は、国の制度でございまして、修学資金や生活資金等の貸付管理を行うものでございます。

3、ひとり親世帯への給付金につきまして

は、新型コロナ対策として、主に児童扶養手当受給者等に対しまして臨時特別の給付金を支給するものでございます。

23ページをお願いいたします。

DV対策でございます。

未然防止教育、それから、被害者からの相談にしっかりと対応しております。

最後に、子どもの貧困対策推進のため、市町村への支援事業、それから新型コロナ対応として、子ども食堂への助成についても取り組んでおります。

続きまして、予算関係でございます。

予算資料の11ページをお願いいたします。

上段、児童福祉総務費でございます。

1,400万円余の増額補正をお願いしております。

まず、新規事業としまして、社会的養護自立支援事業ですが、これは、児童養護施設の子供たちは、原則として18歳で高校を卒業するときに退所という形になります。それに対しまして、彼らが社会人として自立するための相談支援拠点を設置するための経費で、社会福祉法人やNPOへの委託を予定しております。初年度は4か月分の経費を計上させていただきます。

次に、国庫返納金でございます。

これは、天草市でございますけれども、庁舎の建て替えに伴いまして、平成23年に国庫補助事業で整備し増築された面談室の財産処分に伴う返納金でございまして、国及び天草市と協議が調いまして、返還金を予算計上するものでございます。

下段、母子福祉費でございます。430万円余の増額補正です。

説明欄、1の(1)ひとり親家庭等学習支援・交流事業は、県下各地で展開している地域の学習教室で親御さんたちの相談の場としての機能を付加するための経費の助成でございます。

(2)の子ども食堂活動支援事業は、5月専

決で予算化をさせていただきました子ども食堂のコロナ対策経費助成について、新規開設につきましても補助対象に追加するものでございます。

続きまして、12ページでございます。

児童福祉施設費として、5,600万円余の増額補正をお願いしております。

説明欄のまず1、清水が丘学園整備事業については、建築後40年以上経過しまして、老朽化、それから機能面での課題が多いことから、全面的な改築に着手するもので、事業期間は本年度から令和8年度まで、総事業費は約22億円を見込んでおります。本年度は、設計準備に要する経費等を計上しております。

2の(1)子ども虐待防止総合推進事業は、4月に人員体制を児童相談所、拡充いたしました。その活動に支障が生じないよう経費を増額するものでございます。

(2)児童家庭支援センター事業につきましては、現在、荒尾・玉名地域に1か所ございますが、新たに阿蘇・菊池地域、それから天草地域、水俣・芦北地域の3か所増設しまして、児童相談所の機能補完と市町村支援を充実するものでございます。

社会福祉法人等への委託を予定し、初年度は、3か所掛ける4か月分の予算をお願いしております。

(3)里親推進事業は、いわゆる代替養育を必要とする子供たちがより家庭的な養育環境で育てるように里親委託の増加を図るものでございます。

新たに包括的な支援機関、フォスタリング機関と呼んでおりますが、これを民間委託の形で設置するための経費です。中央児相、八代児相にそれぞれ1か所予定をしております。初年度は、2か所掛ける4か月分の予算をお願いしております。

おめくりいただきまして、債務負担行為の設定でございます。

今説明をさせていただきました9月補正、

4つの事業について、令和4年度までの複数年での契約を予定していることから、所要の限度額の設定をお願いするものでございます。

最後に、少し飛びまして、27ページをお願いいたします。

水害対策分の専決処分の報告でございます。

27ページ、民生施設補助災害復旧費として、200万円余の増額補正について承認をお願いするものでございます。

説明欄でございますが、7月豪雨で益城町の児童養護施設が被災しまして、本体ではございませんが、隣接の民地とのブロック塀が破損したものに伴う災害復旧費でございます。

子ども家庭福祉課は以上です。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○下村障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

主要及び新規事業の資料24ページをお願いいたします。

まず、地域生活支援の充実についてです。

説明欄、1及び2の事業についてですが、1は障害者について、2は障害児について、サービスの利用や措置入所に係る県の負担金を交付するものでございます。

3は、県内2か所に設置している発達障がい者支援センターにおいて、相談支援や研修などの総合的な支援を行うものです。

続きまして、5以降につきましては、新型コロナウイルス対策に係る新規事業として、5は、障害福祉サービス事業所における感染防止対策に要する経費への助成や職員への慰労金の支給を行うものです。

続きまして、次のページをお願いいたします。

7ですが、休校に伴って放課後等デイサービスの利用が増えたことによる保護者の負担金に係る助成のほか、事業所が行うICTや

テレワークの導入に要する経費について助成するものです。

8は、収益が低下している就労継続支援事業所に対して、固定経費などの生産活動に必要な経費を助成することで、工賃の下支えを行うものです。

続きまして、保健医療体制の充実についてです。

説明欄、1の更生医療費は、18歳以上の身体障害者について、2の精神通院医療費は、精神障害者について医療給付に係る負担金を交付するものです。4の精神保健医療費は、精神障害者の措置入院などに関する業務を行うものです。

次のページをお願いします。

6の事業は、熊大に発達障がい医療センターを設置し、身近な地域で対応できる専門医の養成を行うとともに、各発達障がい者医療センターに心理士を配置して、診断待機解消に向けた事業を行うものです。

次に、8の熊本地震を踏まえた自殺予防等対策推進事業は、自殺予防のための市町村への助成や相談支援及び人材の養成などを行うもので、9は、新型コロナウイルスに係る自殺対策のための経費を助成するものです。

次に、社会参加の推進についてですが、2の市町村地域生活支援事業は、障害者の社会参加を推進するため、市町村が行う相談支援や手話通訳者の派遣及び移動支援や意思疎通支援の活動事業などについて助成を行うものです。

次のページをお願いします。

安心・安全の推進についてです。

1の事業は、被災障害者の孤立防止のため、障がい者相談支援事業連絡協議会が行う状況把握や支援の再開などに要する経費について助成するものです。

次の2から4の事業は、精神保健福祉センターやこころのケアセンターを活用して、2は、熊本地震の被災者に対して、3は豪雨災

害の被災者に対して、4は新型コロナウイルスに不安を抱く県民に対して心のケア支援を行うものです。

主要事業及び新規事業の説明は以上になります。

続きまして、予算資料の14ページをお願いいたします。

9月補正予算で、まず、障害者福祉費で65万円余の増額補正をお願いしております。これは、感染防止対策のため、長嶺にあります身体障がい者福祉センターの施設利用を一時停止したことに伴います運営支援や感染防止対策に要する経費でございます。

次に、下段の児童福祉施設費で410万円余の増額補正をお願いしております。これは、こども総合療育センターにおける電子カルテ導入に要する経費で、今年度は一月分のリース予算を計上しております。

以上、9月補正予算として、合計で480万円余の増額をお願いしております。

次のページをお願いします。

債務負担行為の設定についてです。

今御説明いたしましたこども総合療育センターの電子カルテ導入に伴う事務機器などの賃借契約を行うものでございます。令和3年度から7年度までの5年間、合計で1億8,400万円余の債務負担行為の設定をお願いしております。

続きまして、資料28ページをお願いいたします。

専決処分、水害対策分の報告及び承認についてです。

民生施設補助災害復旧費として2億8,200万円余の専決処分を行っております。これは、豪雨災害により被災した障害者福祉施設等の復旧に要する経費について助成を行うものです。

障がい者支援課の説明は以上になります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○山口裕委員長 引き続き、条例、報告関係の付託議案等について、執行部から順次説明をお願いします。

○上野健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

条例等議案について御説明申し上げます。

厚生常任委員会説明資料30ページをお願いいたします。

第11号議案、熊本県食品衛生基準条例等の一部を改正する等の条例の制定についてでございます。

30ページから53ページに議案、54ページにその概要を掲載しております。

54ページの条例(案)の概要により説明をさせていただきます。

条例改正の趣旨といたしましては、食品衛生法等の一部改正に伴い、関係規定の整備等を行うものでございます。

主な内容としましては、(1)の熊本県食品衛生基準条例につきましては、営業許可に係る施設の基準が新たに食品衛生法施行規則で規定されたため、見直しを行うものです。

(2)の熊本県ふぐ取扱条例につきましては、食品衛生法で、ふぐの営業が規制されたことや施設基準等が省令に盛り込まれたことにより、処理所に関する部分の削除等の一部改正を行うものです。

(5)の熊本県特定食品衛生条例につきましては、法に基づく営業許可制度の見直しが行われ、本条例で許可を要することとしていた全ての業種が法規制の対象となったため、廃止するものです。

そのほかにも関係規定の整備を行い、施行期日は、令和3年6月1日としております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○久原子ども未来課長 子ども未来課でございます。

説明資料の55ページをお願いいたします。

議案第12号、熊本県安心子ども基金条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

資料56ページの条例(案)の概要にて御説明いたします。

予算議案で御説明しました幼児教育・保育の無償化の事務費が交付され、国の子育て支援対策臨時特例交付金を財源として設置した熊本県安心子ども基金の活用期間が延長されたことに伴い、当該基金条例の失効期限を3年間延長し、令和6年12月31日とするものでございます。

子ども未来課は以上でございます。御審議のほどお願いいたします。

○篠田高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

次の57ページをお願いいたします。

報告第7号、一般財団法人熊本さわやか長寿財団の経営状況の報告についてでございます。

説明は、58ページで説明をさせていただきます。

まず、財団の概要としましては、平成3年11月1日に設立をされておりまして、設立の目的としましては、高齢者の生きがいつくり、健康づくり事業を通しまして、長寿社会の実現を目指しているものでございます。

主な出捐者は、県、市町村、民間企業等でございます。

次に、2番目の令和元年度事業についてですが、主な事業としまして、(1)が熊本さわやか大学の開校ですが、これは、消費者トラブルへの対処法であるとか、男性の方の料理教室であるとか、身近な生活に関わることを幅広く取り上げているものでございます。

(2)のシルバースポーツ交流大会は、テニスやバレー、ゴルフ等、17の競技を開催するものでございます。

(3)の高齢者への就労支援事業は、県総合福祉センター及び各地域振興局に高齢者無料職業紹介所を開設しております、ハローワークと連携をしまして、職業紹介を行っているものでございます。

次の3の令和元年度決算につきましては、経常収益が6,300万円余、経常費用が6,200万円余でして、当期の経常増減額は150万円余になっております。

その下の4の令和2年度事業計画につきましては、おおむね2番の令和元年度と同様の事業を計画しております。

また、最後に、5番ですけれども、令和2年度の予算については、令和元年度決算額とほぼ同等の額となっております。

今後とも、当該法人の予算執行等に当たりますは、より一層効率的な執行と適切な運営が行われるよう指導、助言に努めてまいります。

高齢者支援課は以上でございます。

○山口裕委員長 以上で前半グループの主要事業及び新規事業、付託議案等について説明が終わりましたので、質疑を行いたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いいたします。

また、質疑を受けた課は、課名を発言の上、着座のままで説明を行ってください。

それでは、質疑に移ります。

質疑はございませんか。

○藤川隆夫委員 まず、2ページの地域支え合いセンター運営支援事業の中の熊本県復興リハビリテーションセンターの設置、運営についてお尋ねをいたします。

当然、被災してて、避難所、あるいは近くにおいて、なかなか介護が必要な方々、あるいはその高齢者の方々のリハビリというのがう

まくっていない状況はあろうかというふうを考えております。その中で、これを設置、運営されるわけなんですけれども、具体的にどういう形で設置して運営されていくのか、ちょっと教えていただければと思います。

○伊津野認知症対策・地域ケア推進課長 予算のほうは政策課なんですけれども、具体的な事業のほうは当課のほうでやっておりますので、認知症対策・地域ケア推進課のほうから回答させていただきます。

具体的にでございますけれども、まず、医師会のほうに委託をしているところございまして、医師会のほうで県内のリハ職の方々を集めていただきまして、その上で、現地のほうに派遣いただきまして、例えば避難所がありますとか、あるいは今後仮設住宅でありますとか、そういうところに行っていて、体操ですとか、そういうようなリハビリテーションを中心といたしました介護予防の事業、取組をやっていただくというふうになっているところでございます。

それに加えまして、仮設住宅におきましては、環境調整、例えば手すりですとか、スロープですとか、そういうものの設置につきましても、市町村のほうにアドバイスをいただいているというような状況でございます。

以上でございます。

○藤川隆夫委員 今ので大体流れ的なものは分かったんですけども、医師会に委託して——医師会というのは県の医師会よろしいんですか。

○伊津野認知症対策・地域ケア推進課長 県の医師会でございます、その中に地域リハビリテーションの支援員協議会というものを設置いただいております。こちらのほうが主体となってやっただけしているというような状況でございます。



○藤川隆夫委員 分かりました。

今いった形でリハをやってもらうことは極めて必要な話だろうと思っております。ただ、このリハ職は、集めるという話ですけれども、そう簡単に集まるのかという問題が恐らく出てくるんだろうと思います。というのは、全て介護施設はじめいろんなところでリハはやっていますし、リハのスタッフ自体もそんなたくさんいるわけではないので、その中から引っ張り出して、集めて、そして訪問、あるいは——訪問系ですよ、やる仕事とすれば。そういう形でリハをやっているということなんで、問題は、恐らくこの人材をどう確保していくのか、そしてその中でこれをどうやって運営していくのか、極めて簡単な話じゃないというふうに今私は聞いてて思ったんですけれども、これ、やらなきゃいけない事業なんで、その部分は目詰まりを起さないように、スムーズにできるように、ぜひ県のほうで調整やっていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○伊津野認知症対策・地域ケア推進課長 認知症対策・地域ケア推進課でございます。

委員おっしゃいますように、確かに、今コロナの状態の中で派遣いただくというのは大変難しいことでございます。また、他県からの応援もございません。その中で、各リハビリテーション関係の病院のほうに、これまた、協議会がございまして、そこを通してお願いをしているところでございます。

一旦出れば帰ってくるのに2～3日は出勤停止というところも、そういう病院もございまして、そういうところは除きまして、協力する病院に手を挙げていただきまして、職員さんを派遣していただいているというふうな状況でございます。

現在のところは、市町村のニーズを埋めるぐらいのリハ職の方々に参加いただいている

という状況ではございますが、これから長くなりますものですから、そのあたりもいろいろお願いをしながら継続をしていきたいというふうに話しているところでございます。

○藤川隆夫委員 今ので分かったんですけれども、これ、あくまでもボランティア的な考えでやっていくのか、それとも、きちっと費用見ながらやっていくのか、出ていった人たちに対して費用負担されているのか、その付近をちょっとお願いします。

○伊津野認知症対策・地域ケア推進課長 日当ですとか、あるいは保険料ですとか、交通費ですとか、そういうものも予算の中には計上させていただいております、それを含めて医師会のほうには委託をさせていただいているところでございます。

○藤川隆夫委員 分かりました。  
以上です。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

○岩下栄一委員 コロナ前とコロナ後では、いろんな状況の変化があって、その中で生活保護の受給者あるいは申請者というのは大きく変化していると思っておりますけれども、その点はいかがですか。大分増えたわけでしょう。

○永野社会福祉課長 社会福祉課でございます。

生活保護の申請状況等についてお尋ねをいただいたところでございます。

今年の4月はかなり増えておまして、申請でいいますと、30%程度4月が増えておまして、かなりちょっと心配をしていたところなんですけれども、その後は、前年度と比べますと下回る時期があったりとか、それほど変わらない時期があったりということもご

ざいまして、県の所管しております県の福祉事務所8と市の13、21福祉事務所で見ますと、4月から8月までの5か月で前年比申請件数は100.5%ということで、現在は昨年度並みというふうになっておるところでございます。

その中で、コロナ関係で困ったからということでお尋ねしているんですけども、申請のうちの約9%がコロナで困ったからということになっておりますので、割と落ち着いている状況かなというふうに思っているところでございます。

○岩下栄一委員 コロナの影響はあまり大きくなかったということ。

それで、そういう中で、民生委員の活躍が随分あるわけですけども、民生委員の本県における充足率は十分なんですか。手前どもの地域、校区では、民生委員のなり手がないと、あっても辞めたいというのがたくさんいるんですね。その点はどうですか。

○永野社会福祉課長 社会福祉課でございます。

県のほうでは、熊本市を除きます44市町村所管しておりますけれども、定員のほうが2,788名となっております。3年の任期で、昨年の12月に改選がっております。そのときは、欠員が107名でございましたけれども、その後、市町村に御努力いただきまして、9月1日現在では、欠員は72名、充足率97.4%というふうな状況で、非常に厳しい中がございますけれども、市町村に頑張っていていただいて充足に努めていただいているところがございます。

○岩下栄一委員 熊本県は、民生委員発祥の地というか、林市蔵氏が民生委員の父と言われておりますけれども、この人が言い出したんですね、最初、大阪で。方面委員といいま

すかね、伝統に立脚しているから、熊本は、民生委員の本当に充実して、今日まで来たと思うんですけども、もし不足があれば、なお一層の努力をお願いしたいと思います。

以上です。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

○鎌田聡委員 主要事業の3ページになるんですけども、震災対応で住まいの再建支援事業ということで12億の予算がありますけれども、これは、高齢者リバースモーゲージとか撤去費用とかの助成だと思っておりますけれども、これは、大体今まで制度をつくってどのくらい今出てきているんですか。

○下山健康福祉政策課長 熊本地震の今までの利用実績をお答えいたします。

リバースモーゲージで8月末時点で集計したところだと149件、自宅再建の利子助成が3,000件ほど、民間賃貸住宅の支援助成などが5,600件ほどございます。このほかにも、住宅融資の支援機構への申請件数、必ずしもこの制度ではなく、これから御相談いただく中で、別の制度を利用された方なども多数おられまして、そういった実績が計上されております。

○鎌田聡委員 額的に幾らぐらい。基金で対応されているやつと思っておりますけれども、どのくらいしているのか。

○下山健康福祉政策課長 すみません、今金額をちょっと集計しておりませんでしたので、後ほどまたお答えさせていただきます。

○鎌田聡委員 すみません、代表質問でも申し上げたんですけども、これ、水害の被災者の住まいの再建も同様のメニューをつくっていただいて、しっかりと熊本地震に劣らな

いような自宅再建に向けた支援策を、ぜひ水害の被害者に対しても講じていただきたいということを改めて要望しておきますので、よろしくをお願いします。

それと、引き続きいいですか。

予算関係のやつで12ページ、清水が丘学園、これの今入所状況というか、もうちょっと教えていただいているいいですか。

○坂本子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課でございます。

清水が丘学園については、実人員としましては、大体10人から15人ぐらいで推移しております。おおむね中学生が一番多うございますけれども、小学校の高学年から——一部、中学校卒業しても、しばらく学園から頑張られる子もおりますけれども、大体10人から15名で、ここ数年推移をしております。

以上でございます。

○鎌田聡委員 これから全面改築ということで、当然、もう40年たっていますから、非常に古いのでやっていただきたいんですけども、その間のその子供たちの居場所というか、その辺は、今からどうかされるんですか。

○坂本子ども家庭福祉課長 委員御指摘のとおり、当然、その必要とする子供たちはおられるので、現地の敷地を順番に、敷地を有効活用して、ローテーションをして整備していく予定でございます。ですので、ちょっと工期が、1期工事、2期工事、3期工事という形で、令和8年度までということで、子供たちの生活に極力支障がないように、計画的に進めていく予定でございます。

○鎌田聡委員 分かりました。ぜひその辺は丁寧に対応していただいて、子供たちがそれだけ、10から15人いらっしゃるということで

すから、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

○竹崎和虎委員 主要事業の4ページ、インフルエンザ対策なんですけど、昨日からインフルエンザワクチンの優先接種が始まっているところなんですけど、コロナ禍において、今季は受けようという方がたくさん出てこられると思うんですね。国のほうも、呼びかけといいますか、そういったやつをされと思うんですけども、まず、県として何か周知というのはされているんですか。

○上野健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

本県といたしましても、厚生労働省の呼びかけに応じまして、同様の内容で今、県のホームページ、あるいは広報を活用いたしまして、呼びかけを行っているところでございます。内容としましても、同じように、65歳以上などの定期接種対象者の方、それと、10月の26日以降は、医療従事者を含めまして、そのほかの方にお願ひしたいという内容で今呼びかけているところでございます。

○竹崎和虎委員 今おっしゃったように、10月1日から65歳以上であったり、60から64歳ですかね、特定の疾患をお持ちの方、また、26日から、それ以外の方ですけども、それを見たときに、医療従事者であったり、基礎疾患を有する方、妊婦さん、小学2年生までだったですかね、それをクローズアップして書いてあるじゃないですか、下にその他の方も受けられますよみたいな感じで。分かりにくかって言わすとですよ。おどまいつ受けらるっとかという方があるもんですから、その辺を分かりやすく周知していただければと

思います。

○上野健康危機管理課長 なるべく県民の方に分かりやすいような形で広報に努めていきたいというふうに思います。

○竹崎和虎委員 全国で6,300万回分を確保していると。その数字がどうなのか私もよく分かりませんが、うち、熊本で、昨日からの優先接種分を何回分確保してとか、26日からの一般の方も受けられるやつを何回分確保していますという数字はお分かりなんでしょうか。

○上野健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

このワクチンの供給につきましては、前年度に应じまして、卸のほうから各都道府県に、製造業者から卸を通じて、各都道府県に配付をしていくようなシステムになっているということで、卸協会にも確認しましたところ、最終的に熊本県に何回分入ってくるかということまでは、卸としても把握はできないということですが、少なくとも、前年、昨年以上に供給はされるというふうには考えているということでございます。

○竹崎和虎委員 やっぱり地域の方も、その病院に行ったら、あ、もう売り切れましたじゃないですけども、受けられませんかとならぬようお願いをしたいということだったものですから、そこら辺も、県として、受けた方がちゃんと受けられるというか、そういった取組をよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○前田敬介委員 新規事業の3ページの地域福祉総合支援事業の件なんですけれども、今現在ある地域の縁がわ事業、これの被災地に

対しての拡張という形、別の事業をそのまままた申請という形になるのか、補助率はどれくらいか、教えてください。

○下山健康福祉政策課長 昨年から、その前から被災地枠というのを従前の3分の2の補助率を、被災地については4分の3にかさ上げして、また、補助上限額も上げて実施しております。

今回の7月豪雨分も、こちらのほうで補助率も上げて実施しようと思っております。内容としましては、すみません、何か順番が前後しましたけれども、NPO法人や社会福祉法人等が縁がわのための整備を行ったり、地域福祉団体が活動を行うためのソフト経費などでございます。

今冒頭に申し上げましたのがハード経費の補助になってございまして、ソフト経費についても、見守り活動とか、買物支援、学びの縁がわ、配食サービスなど、地域で行われる活動が、コロナ禍ですので、非常に慎重に行っていたかかないといけませんけれども、しばらく行われていなかったところも多いと聞いておりますので、安全に安心して地域の活動が行われるようにというところでの事業の計上でございます。

○前田敬介委員 あと1つ、すみません。

4ページの5番の新規事業、保健所機能強化事業等なんですけれども、これは、全ての保健所で検査センターなどの設置を行う予定という感じなんですか。

○上野健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

この5の事業につきましては、主に保健所の機能強化を図るということで、保健所の職員の臨時雇用、各保健所3人ずつの職員の雇用とか、あと、検体の搬送の支援とか、あと、患者様の搬送も支援する、そういったこ

とがメインになっておりまして、PCR検査センターにつきましては、郡市医師会のほうにお願いしまして、今設置の準備を進めていただいているところでございます。

○山口裕委員長 よろしいですか。  
ほかにありませんか。

○西村尚武委員 主要事業の4ページの5番、今委員からの質問がありました。4番も質問したかったんですけども、これは竹崎委員のほうから質問がありました。

インフルエンザに関しては、昨年何か型の判定が揺れて、足りるか足らぬかというような状況になったと思うんですけども、正確なロット数を出すというのは難しいかもしれませんが、それはぜひともお願いしたい。今年は特にコロナ禍の中でインフルエンザを接種する人が多分多いだろうというふうな予想、マスコミを見ても——。それと、その関連で、5番の新型コロナに関してのワクチンであるとか、治療薬であるとか、結構マスコミ、新聞とかテレビからはいろんな情報が入ってきているが分からぬもんですから、その進捗状況、開発の状況とか分かれば教えてくださいと思います。

○上野健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

今委員御質問の新型コロナのワクチンの開発状況につきましては、ちょっと所管はうちではないんですけども、今のところ、来年の早い時期に、何回かに分けて配付が行われるのではないかとというふうな情報が入っております。

または、それがいつからスタートかとかということにつきましては、まだはっきりとは分かっておりませんし、まだそのワクチンの開発状況によっては、遅れたりということも、もしかしたらあるのかというふうには考

えております。

治療につきましても、かなり治験が今進んでおりまして、重症化を防ぐための治療方法とかいうのがかなり分かってきているということでございますので、既存の薬を使われた中での治療法というのが確立しつつあるというふうには聞いております。

○西村尚武委員 今私もホテルに泊まっていますけれども、ホテル関係者からも、GoToキャンペーンが始まりまして、大都市が開放されたということで、結構ネットでの予約が入ってくる。それに対してやっぱり怖いというふうなこともありますので、やはりワクチンの開発をしておけるとなかなか言えませんが、その辺はやっぱり準備をしていかぬと、結構患者さんが出てくるのかなと思っております。それと、予算のほうの補正予算説明資料の11ページの子ども家庭福祉課の子ども食堂活動支援事業、これは新型コロナ対応ですね、これは子ども食堂に関して、やはり一般食堂もコロナ禍の中で営業不振になったりとか、今閉店しているところも出てきています。そういう中で、この子ども食堂自体の今の現状、過去に比べて増えているのか減っているのか、その辺をちょっとお聞かせいただきたいんですけども。

○坂本子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課でございます。

子ども食堂につきましては、県が把握している数字で、大体県下今80ぐらいの子ども食堂が県下各地ございます。

8月末現在で、おおむね半分、40か所ぐらいの食堂が活動をされておる、すなわち、半分は、ちょっとまだ様子を見られているというか、そういう状況で、40か所のうちでも、実際の人を集めてやっている食堂というのは大体10か所ぐらいというふうには把握しており、あとは配食とか、そういう形で慎重に対

応されているというのが現状でございます。

○西村尚武委員 今子供の貧困が言われ出してもう久しいものがありますが、やはり、よその横浜とかちょっと機会があつて行ったんですが、やはり子ども食堂とか、やっぱり力を入れているという部分があります。その辺もぜひコロナ禍の中で難しいとは思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、主要事業のほうの26ページの8番と9番、8番は熊本地震を踏まえた自殺予防等対策推進事業、9番は新型コロナウイルス感染症に係る自殺対策事業というのが出ています。

実際にそういう自死に至った事例があるのか、それをひとつお聞かせいただければと思ひます。

○下村障がい者支援課長 障がい者支援課です。

まず、自殺に対してですけれども、コロナ禍とかが直接の原因でというふうなのはまだ聞いておりません。

自殺者の推移ですけれども、実際、全国的にも減少しております。ただ、本県の場合ですが、大型地震が起こってから、他県もそうですけれども、3年目には増加するという傾向がありまして、本県も、昨年度の実績では増加しております。全体の280人ということになっておりますが、それでも、地震後の増加が大きかったものですから、27年度ベースで考えれば、約100人ほど自殺者は減っている状況です。九州でも一番低い状況にはなっております。

○山口裕委員長 よろしいですか。

○西村尚武委員 やはり企業倒産も、なかなか今大きな倒産も減っているという事実もありますから、その辺では減っているのかな

と。しかし、280名というと、やっぱり多いですね。

以上です。ありがとうございました。

○藤川隆夫委員 15ページの生活困窮者総合相談支援事業の中の住居確保給付金のほうなんですけれども、コロナ禍で大変企業自体も業績が悪化して、その中に勤める方々も大変苦勞されている中で、実際に住居を失った、あるいはアパートから出ていった、いろんなことがあろうかというふうに考えるんですけども、実際問題として、今いった形で住居を失った方が現実どの程度いるのか、そして、実際この事業に対して手を挙げられているのがどの程度いるのか。

それともう一点が、この給付金自体は何か月間出すのか、それとも、その付近をちょっと教えていただければと思ひます。

○永野社会福祉課長 社会福祉課でございます。

お尋ねの中で、実際住居を失った方というのがどれだけ——申し訳ございません、ちょっと把握をしておりますけれども、この住居確保給付金を活用されたということで、県のほうでは町村部をちょっと担当しております。4月から8月までの件数でいきますと、51件でございます。昨年度1年間で6件ということでございますので、51件、かなり増えている状況でございます。

支給期間でございますけれども、当初、3か月間ということで支給をいたしますけれども、その後、2回、更新といいますか、延長できますので、最長9か月まで支給ができるというふうな制度になっております。

○藤川隆夫委員 分かりました。

今ので話分かりましたので、丁寧に、困っていらっしゃる方に対応していただければと思ひます。まだまだこれからも出てくる可能

性があると思いますので、網を広げて拾って  
いってあげていただければというふうに考  
えていますので、よろしくお願ひします。

もう一点が、21ページの里親推進事業の中  
で里親養育包括支援、フォスタリング機関設  
置の話がありまして、最初私が聞いてたの  
は、社福に委託するような話だったと思うん  
ですが、先ほど児相にという話じゃなかった  
のですかね。

○坂本子ども家庭福祉課長 すみません、委  
員御認識のとおり、社会福祉法人等への委託  
を予定しております。八代児相と中央児相の  
管内に1か所ずつという意味でございます。  
申し訳ございません。

○藤川夫委員 分かりました。

その中で、結局里親をこれから増やしてい  
こうという恐らく考え方なんだろうと思うん  
ですけれども、その中で、この里親の教育と  
いうのも当然やらなきゃいけない、その中で  
子供たちのマッチングも、これもやっていか  
なきゃいけない。その中で、事業を見ている  
と、里親に対しては様々な手段で県のほうが  
関わりを持ってやっていかれると思うんです  
けれども、実は、子供たちのほうですよ。小  
さい子供たちは、恐らく何も言わないからあ  
れなんでしょうけれども、小中高生ぐらいに  
なってくると、それなりにいろんな課題を抱  
えるわけで、その子供たちが、その里親の中  
で置かれている状況等について、本来であれ  
ば、子供たちからもヒアリングをすとか、あ  
るいは周囲からヒアリングをすとか、その  
ようなことをやっていかないと、きちっと  
した里親制度にはなっていないというふう  
に考えるので、その部分が、この間のメニ  
ューを見ていたら、何か抜けているような気  
がしたんで、その付近はどういうふうにする  
のか。

○坂本子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉  
課でございます。

まさに、里親委託を推進するというのは、  
先生おっしゃるとおり、子供たちのためでご  
ざいます。そこを十分認識しなければならない  
と考えております。

したがって、リクルートしてマッチン  
グするその先、いわゆる、その養育の状況  
がどうなされているかというの、これは、も  
ちろん措置権は児童相談所でございますので、  
現在児童相談所も体制をかなり拡充して、  
里親についても集中的に、それにたけた  
職員ということで養成をしていきたいと考  
えておりますので、いわゆる民間の機関と、そ  
して児童相談所の職員、それから現状でも各  
養護施設に里親の支援員という方がおられま  
す。そういった方が今地域の里親家庭に入っ  
ていかれていますので、そういった部分の連  
携によって子供たちの状況を把握していくと  
いうことで、制度全体で見えていくというか、  
見守っていくということを考えております。

以上でございます。

○藤川隆夫委員 今のお話でよく分かりまし  
たけれども、里親にもいろんな方がいらっし  
やいますので、きちんとチェックしていか  
ないと、逆に言うと、里親に子供は出され  
たけれども、その中できちっとした対応がさ  
れていなければ、また悲惨な話になってく  
ると思いますので、そこはきちっとチェッ  
クを働かせながら、子供が健全に生育でき  
るように、見ていただけるように仕組みをつ  
くっていただければと思います。よろしくお  
願ひします。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

○岩下栄一委員 条例案件ですけれども、食  
品衛生基準条例が今回出ていますけれども、  
食品衛生法に準拠した条例でしょう。ところ

が、10年ほど前に、新しいリニューアルした食品安全基本法という法律ができた。そうした食品安全基本法の位置づけというか、それについてどういうふうな考えをお持ちか。

○上野健康危機管理課長 委員が今御指摘の食品安全基本法につきましては、あくまでも食品の安全に係る基本理念をうたったものというふうに理解しております、その個別の食品衛生に関する食中毒の予防とか、営業施設の基準とかを定めたものにつきましては、食品衛生法という個別の法というふうに理解しております。

○岩下栄一委員 しかし、この食品衛生法というのは、要するに、昭和21～22年でしょう、戦後初めての。要するに、食中毒が多かった頃の法律で古過ぎるということで、食品安全基本法という形にリニューアルしたわけですね。そうすると、この条例は食品衛生法を基にしているから、食品安全基本法に基づいた条例が必要じゃないかなと思ったんですがね。意見を申し上げました。答弁は要りません。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

なければ、以上で前半グループの質疑を終了いたします。

それでは、説明員の入替えのため、ここで、おおよそ10分間休憩いたしたいと思えます。

再開は、あの時計で、11時37分をお願いいたします。

午前11時26分休憩

午前11時36分開議

○山口裕委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

後半グループの健康福祉部健康局の4課及び病院局について、令和2年度の主要事業及

び新規事業の説明と付託議案等の審査を行います。

まず、健康福祉部健康局の主要事業及び新規事業、予算関係の付託議案について、執行部から説明をお願いします。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔をお願いします。

また、本日は、委員会室への入室人数を抑えるため、マスコミ等の入室を一部制限しております。これに対処するため、本日の委員会の様子をパソコン等で視聴できるよう庁内に配信しておりますので、発言内容が聞き取りやすいよう、マイクに近づいて明瞭に発言いただきますようお願いいたします。

それでは、順次説明をお願いします。

○三牧医療政策課長 医療政策課です。

令和2年度主要事業及び新規事業の28ページをお願いいたします。

主な事業について御説明いたします。

初めに、医師確保総合対策でございます。

1の寄附講座開設事業は、熊本大学病院に寄附講座を設置し、地域医療を担う医師の養成や地域への派遣等に取り組むものでございます。

続きまして、2の医師修学資金貸与事業は、僻地医療機関など知事が指定する医療機関で一定期間就業することを条件に、返還を免除する修学資金を熊本大学及び県外大学の医学生に貸与する事業でございます。

29ページをお願いいたします。

看護職員確保対策でございます。

1の看護職員確保総合推進事業は、看護職員のキャリアアップを支援するため、在宅医療に係る認定看護師等の資格取得に要する経費の助成やナースセンター事業による就労支援等を行うものでございます。

ちょっと飛びまして、4の看護師等修学資金貸与事業は、知事が指定する医療機関等で一定期間就業することを条件に、返還を免除



する修学資金を看護学生に貸与する事業でございます。

5の看護師等養成所学内実習補完事業につきましては、9月補正予算関係で説明いたします。

30ページをお願いいたします。

災害・救急医療対策でございます。

2のヘリ救急医療搬送体制推進事業は、ドクターヘリと防災消防ヘリの2機による熊本型ヘリ救急医療搬送体制を推進するための運航経費等について助成するものでございます。

続きまして、へき地医療対策の1のへき地医療施設運営費補助は、僻地診療所と僻地医療拠点病院による僻地医療活動等に要する経費の助成や医師派遣等調整を行うものでございます。

続きまして、31ページをお願いいたします。

小児・周産期医療対策でございます。

1の小児医療対策事業は、小児救命救急センターや小児救急医療拠点病院の運営費についての助成や子ども医療電話相談事業、いわゆるシャープ8000等の運営経費でございます。

続きまして、歯科医療対策の1の障がい児・者歯科医療提供体制強化事業は、熊本県歯科医師会立口腔保健センターが行う歯科診療機能強化や人材育成等に要する経費について助成を行うものでございます。

32ページをお願いいたします。

医療提供体制の充実でございます。

1の地域医療構想推進事業は、構想区域単位及び県単位で調整会議を開催し、団塊の世代が75歳以上となります2025年に向けまして、効率的で質の高い医療提供体制を構築するための方策等を協議するための会議費用等でございます。

1つ飛びまして、3の地域医療等情報ネットワーク基盤整備事業は、熊本県医師会によ

るICTを活用した地域医療等情報ネットワーク、いわゆるくまもとメディカルネットワークの構築に要する経費について助成を行うものでございます。

33ページをお願いいたします。

6の御所浦医療提供体制強化支援事業は、御所浦島内の医療提供体制を確保するため、御所浦診療所、北診療所及び歯科診療所の施設、設備の整備等に要する経費について助成を行うものでございます。

7の新型コロナウイルス感染症入院医療機関設備整備事業は、8月補正予算で計上しました人工呼吸器等の設備整備に助成するものでございます。

8の新型コロナウイルス感染症医療機関緊急包括支援事業は、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる医療機関の医療従事者の給与の増額等に要する経費について助成を行うものでございます。5月専決でお願いしておりました。

9につきましては、9月補正予算関係で説明いたします。

34ページをお願いいたします。

10の新型コロナウイルス疑い患者受入れのための救急・周産期・小児医療機関の院内感染防止対策事業は、8月補正予算で計上いたしました救急・周産期・小児医療機関における感染防止対策等に要する経費について助成するものでございます。

11の医療機関における新型コロナウイルス感染拡大防止等支援事業は、8月補正予算で計上しました医療機関における感染防止対策等に要する経費に助成するものでございます。

12の新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業は、患者と接する医療機関等に勤務する医療従事者や職員に慰労金の給付を行うものでございます。

主要、新規事業は以上です。

続きまして、資料が替わります。予算及び

条例等関係の厚生常任委員会説明資料16ページをお願いいたします。

議案第1号、令和2年度熊本県一般会計補正予算(第10号)について説明いたします。

まず、公衆衛生総務費で15億6,368万円余の増額をお願いしております。

1、保健医療推進対策費、(1)の医師確保総合対策事業ですが、これは、総合診療専門医育成のために、遠隔テレビ会議等を活用して、熊本大学と臨床研修病院等で行う症例カンファレンスに必要な設備整備費用について助成するものでございます。

(2)の災害医療対策事業ですが、これは、本年4月に施行されました死因究明等推進基本法に伴う関係団体で構成する協議会の開催に要する事務経費でございます。

1つ飛びまして、(4)の病床機能分化・連携推進事業ですが、これは、回復期の病床機能強化に取り組む医療機関の設備整備等に対して助成するものでございます。

17ページをお願いいたします。

2、地域医療介護総合確保基金積立金ですが、これは、地域医療構想の達成に向けた取組を推進するために創設しました地域医療介護総合確保基金への積立金でございます。

続きまして、予防費で89億2,581万円余の増額をお願いしております。

1、感染症予防費の感染症対策特別促進事業ですが、新型コロナウイルス感染症患者等の受入れのために、病床を確保した医療機関に対する400床分の空床補償等に要する経費でございます。

18ページをお願いいたします。

医務費で993万円余の増額をお願いしております。

1、へき地医療対策費のへき地医療施設・設備整備費補助ですが、これは、災害時における歯科保健医療提供体制を確保するため、歯科医療及び口腔ケア等、歯科保健活動に必要な携帯型歯科用ポータブルユニット等の購

入に対する助成でございます。

続きまして、保健師等指導管理費で475万円余の増額をお願いしております。

1、看護師等確保対策費の看護師等養成所学内実習補完事業ですが、これは、看護師等養成所が実施する医療機関での臨地実習に代わります学内演習を支援する実施団体に対する助成でございます。

続きまして、飛びますが、29ページをお願いいたします。

令和2年度8月専決処分、水害対策分の報告及び承認についてでございます。

公衆衛生総務費で346万円の増額をお願いしております。

1、保健医療推進対策費の災害医療対策事業ですが、今回の水害発生時に県の要請に基づき活動したDMAT隊員の傷害保険加入に要する経費でございます。

医療政策課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○沖国保・高齢者医療課長 国保・高齢者医療課でございます。

主要事業及び新規事業の資料をお願いいたします。

35ページをお願いいたします。

主なものを説明いたします。

国民健康保険指導費等の説明欄、2、国民健康保険保険基盤安定負担金は、市町村が行う低所得世帯の保険料(税)の軽減等に要する費用について、法定の県負担金を交付するものでございます。

次に、一番下の国民健康保険事業特別会計繰出金は、国民健康保険法の規定に基づき、保険給付のうち、県負担分を特別会計へ繰出すものであります。

36ページをお願いいたします。

国民健康保険につきましては、特別会計を設けて運営をしております。

説明欄の1、国民健康保険保険給付費等交

付金は、市町村が医療機関等に支払う保険給付や保険料の減免に要する費用など、国民健康保険事業に要する費用を市町村へ交付するものです。

説明欄の2、社会保険診療報酬支払基金納付金は、後期高齢者支援金や介護納付金を支払基金へ納付するものです。

説明欄の3、国民健康保険財政安定化基金積立金は、前期高齢者交付金の過年度清算分などを基金に積み立てるものであります。

続きまして、37ページをお願いいたします。

保健医療推進対策の説明欄1、医療費の見通しに関する計画検討委員会運営事業は、医療費の適正化を推進するため、本県における医療費の見通しに関する計画の進捗状況につきまして、評価、検討を行う委員会を運営するものでございます。

次の後期高齢者医療対策ですが、こちらは、後期高齢者医療制度に関する県の法定負担金でございます。

説明欄1の(1)は、後期高齢者医療広域連合が行う医療給付について、(2)は、高額医療費の軽減について、(3)は、低所得者の保険料軽減について、それぞれ広域連合に対して県の負担金を交付するものでございます。

国保・高齢者医療課は以上でございます。

○亀丸健康づくり推進課長 健康づくり推進課でございます。

資料のほうは、38ページをお願いいたします。

まず、健康づくりの推進でございますが、1の健康長寿推進事業は、県民の健康づくりの意識醸成や企業などの健康経営を推進するための普及啓発などを行う事業です。9月補正になりますので、後ほどまた御説明申し上げます。

次、2の糖尿病発症・重症化予防対策支援事業は、糖尿病の発症予防や重症化予防のた

め、医療スタッフの養成や2次医療圏ごとの連携体制の整備を進めるための事業です。

1つ飛びまして、4の歯科保健推進事業は、フッ化物洗口による虫歯予防対策など、県民の歯の健康づくりを推進する事業でございます。

39ページをお願いいたします。

6の国保ヘルスアップ支援事業は、市町村を対象に、糖尿病予防や特定健診の受診率向上を図るための研修並びに医療費の分析を行う事業でございます。

次に、がん対策の推進です。

2のがん診療施設・設備整備事業は、がん診療を行う医療機関の施設整備などへ助成を行う事業です。

次、40ページをお願いいたします。

6及び7の2つの事業につきましては、新規事業でございますけれども、9月補正になりますので、後ほどまた御説明申し上げます。

原子爆弾被爆者対策の推進の原爆被爆者特別措置費につきましては、原爆に被爆された方で病気などの状態にある方へ健康管理手当などの各種手当の支給を行っている事業でございます。

次に、難病対策等の推進です。

1の指定難病医療費は、難病患者の方々の負担軽減のため、医療費の一部を公費負担するものでございます。

41ページをお願いいたします。

ハンセン病問題対策の推進です。

ハンセン病事業費は、ハンセン病問題についての正しい理解を深めるために、広く県民を対象とした普及啓発等を行う事業です。

最後に、新型コロナウイルス感染症対策に係る宿泊療養の推進です。

軽症者等療養支援体制整備事業は、医療機関における重症者の病床を確保するため、軽症者等が宿泊施設で療養する際の支援を行う事業です。

続きまして、9月補正の予算のほうになります。

資料のほうは、19ページをお願いいたします。

公衆衛生総務費になります。

今回、2,200万円余の増額補正をお願いしております。

右の説明欄を御覧ください。

健康づくり推進費につきまして、3つの事業をお願いしております。

(1)及び(2)は新規事業ですが、まず、(1)のがん患者妊よう性温存治療費助成事業でございます。妊よう性とは、妊娠する力、させる力という意味でございます。これは、がん治療により妊よう性が失われる若い世代のがん患者について、妊娠を希望される場合に、がん治療の前に精子や卵子を凍結保存するための治療費につきまして助成を行いまして、経済的負担を軽減する事業でございます。

次の(2)、がん・生殖医療の提供体制強化事業は、がんの治療により妊よう性に影響が出る患者につきまして、地域のがん医療機関と生殖医療を行う医療機関との情報連携を強化するための経費につきまして、熊本大学病院内にございます生殖医療・がん連携センターに助成を行う事業でございます。

次の(3)健康長寿推進事業は、県民主体の健康づくりの普及啓発に要する経費でございます。

健康づくりに関する広報プロモーション、健康経営の普及促進、運動推進のための歩数計アプリのバージョンアップなどに取り組むための経費でございます。

健康づくり推進課は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○樋口薬務衛生課長 薬務衛生課でございます。

主要事業等の説明資料42ページをお願いいたします。

主な事業について御説明いたします。

初めに、生活衛生関係営業施設等の振興及び衛生水準の維持向上でございます。

説明欄の2、住宅宿泊事業適正運営確保事業は、いわゆる民泊業について、事業者に対する指導監督を実施し、安全面、衛生面の確保など、事業の適正な運営を図るものでございます。

次に、項目3つ目、新型コロナウイルス感染症対策における宿泊療養の推進でございます。

軽症者等の宿泊療養事業は、新型コロナウイルスの軽症者等を受け入れるための宿泊療養施設として、県が旅館、ホテルなどを借り上げることにによりまして、新型コロナウイルス感染症の患者が増加した場合の入院医療提供体制の確保を図るものでございます。

43ページをお願いいたします。

項目の一番上の献血の推進でございます。

献血推進対策事業は、広く県民に対して献血思想の普及を図るとともに、少子高齢化に伴います献血可能人口の減少に対処するため、若年層への普及啓発を推進し、将来における献血者の確保を図るものでございます。

項目の2つ目、臓器移植・骨髄移植の推進でございます。

臓器や骨髄の移植を希望される方々がその機会を得られるよう普及啓発に努めるとともに、臓器提供ができる病院や骨髄ドナーの登録者を増やすため、病院内におきます体制整備の支援や献血移動採血車を活用した骨髄ドナー登録会などを行うものでございます。

項目の4つ目、新型コロナウイルス感染症対策に係る医療物資の供給支援でございます。

県内の製薬企業に対し、マスクや消毒エタノールを製造するための施設整備費を助成し、不足するマスクや消毒用エタノールの供給の確保を図るとともに、マスクなどを県が購入し、不足している医療機関等に配付する

ものでございます。

44ページをお願いいたします。

項目の1つ目、薬物乱用防止対策の推進でございます。

青少年に薬物乱用が広がらないよう、県警や教育委員会などと連携して、小中学校、高等学校で薬物乱用防止教室を開催することで、薬物の正しい知識の普及を図るものがございます。

項目の2つ目、後発医薬品の普及啓発の推進でございます。

国では、患者負担の軽減や医療保険財政改善の観点から、後発医薬品の使用を進めておりまして、後発医薬品の使用割合を80%以上にすることとしております。

県では、県民や医療関係者に対しまして、様々な媒体を通して啓発を行うものがございます。

項目の4つ目、薬局における新型コロナウイルス感染症対策の推進でございます。

2の新型コロナウイルス感染症対応薬局慰労金交付事業では、感染リスクの下で業務に従事している薬局の従業者等に対しまして慰労金を支給するものがございます。

主要事業は以上です。

次に、9月補正予算について御説明申し上げます。

資料替わりまして、9月補正予算資料20ページをお願いいたします。

薬務費について、56万円余の増額をお願いしております。

右の説明欄の薬務行政費ですが、医薬品検査及び一斉取締費の事業におきまして、保健環境科学研究所で行う医薬品検査に用いる機器の購入に要する経費でございます。

薬務衛生課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○山口裕委員長 続いて、病院局の主要事業及び新規事業、予算関係の付託議案の説明に

移ります。

病院事業管理者から総括説明をお願いいたします。

○吉田病院事業管理者 病院局でございます。

議案の説明に先立ち、県立こころの医療センターの役割と現在重点を置いております取組及び病院経営の概要について御説明申し上げます。

まず、当センターの本県における精神科医療の中核病院としての役割と取組につきまして、2点御説明いたします。

1点目は、セーフティーネット機能を持つ医療機関としての役割を果たすため、措置入院など民間では対応が困難な患者の受け入れや、薬物やアルコール依存など医療面で高度な専門性を要する患者の治療に積極的に取り組んでおります。

2点目の政策的、先導的精神科医療を推進する役割につきましては、現在、退院した患者の地域移行支援と児童・思春期医療の2つの取組に重点を置いております。

このうち患者の地域移行支援につきましては、長期間入院していた患者が自立した生活をそれぞれの地域で送ることができるよう、退院後のサポートを行っております。

また、児童・思春期医療につきましては、外来診療から入院診療まで発達障害など子供の心の問題に係る診療サービスの提供を行っておりまして、今後とも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、病院経営の概要についてでございます。

ただいま御説明いたしましたとおり、県立病院として、県内精神科医療のセーフティーネット機能や政策的、先導的機能を担っていく所存でございますが、これらは、その性格上、収支が厳しくならざるを得ない分野であると考えております。しかしながら、一般会

計からの繰入金に過度に頼ることのないよう、経費の削減とさらなる医業収益の確保に努めてまいります。

以上が当センターの概要でございます。

続きまして、本定例会に提出しております病院局関係の議案の概要につきまして御説明申し上げます。

議案第4号、令和2年度熊本県病院事業会計補正予算につきまして、総額1,700万円の増額となる補正予算をお願いしております。

その内容は、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金の計上でございます。

詳細につきましては、総務経営課長から説明させますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○山口裕委員長 次に、担当課長から主要事業及び新規事業、予算関係、付託議案の説明をお願いします。

○杉本総務経営課長 病院局総務経営課でございます。

委員会資料、主要事業及び新規事業の45ページをお願いします。

令和2年度予算総括表を記載しております。

病院事業におきましては、公営企業会計を採用しており、大きく収益的収支と資本的収支に分けて整理しております。内訳については、後ほど御説明いたします。

次のページをお願いします。

1の病院の概要を御覧ください。

当病院、こころの医療センターは、県に設置を義務づけられた精神病院であり、稼働病床は150床でございます。

ほか、記載のとおりでございます。

次の2、第3次中期経営計画は、平成30年度から令和5年度までの6年間を計画期間とし、次に挙げる5つに取り組み、県立病院として適切な精神科医療を推進していくことと

しています。

まず、1に、セーフティーネット機能の維持、充実を図るとともに、児童・思春期医療、政策的、先導的医療に取り組みます。今年度は、精神疾患のある軽症の新型コロナウイルス感染症患者の受入れ体制も確保します。

2に、医療の質の向上と安全を確保し、患者や家族等とも相互協力のもと、利用者の立場に立った医療の提供を行います。

次のページをお願いいたします。

3に、国が進める入院医療中心から地域生活中心へという方向に沿って、患者の社会生活に向けた支援の充実を図り、短期治療型の病院を目指します。

4に、精神科医療を支える人材の教育、研修の推進やDPA Tの派遣を含む精神科災害医療への対応等、地域に貢献できる病院を目指します。

5に、これらを実現するため、職員の勤務環境を改善していくとともに、運営体制を強化し、安定した経営基盤を確立することとしています。

次のページをお願いいたします。

この計画の目標値は、一般精神病床利用率を86%としているほか、記載のとおりでございます。

次に、3、令和2年度予算を御覧ください。

最初に触れました予算総括表の内訳を記載しております。

左の表、収益的収支を御覧ください。

上段の収益につきましては、一般会計負担金8億8,700万円余を含め、17億8,200万円余を計上し、中段の費用には、17億7,500万円余を計上しており、収入から費用を差し引いた損益は、最下段、600万円余の利益を見込んでおります。

右の表、資本的収支を御覧ください。

収入には、企業債借入れの1億300万円

を、支出には、企業債元金の償還や施設整備の更新費等3億5,700万円余を計上しており、差引き2億5,400万円余の財源不足を見込んでおります。

この不足額については、一般会計からの繰入れを行わず、病院の留保資金を充てることとしております。

以上で主要事業及び新規事業の説明を終わります。

続きまして、資料を替えていただきます。

委員会資料、予算及び条例等関係の21ページをお願いいたします。

病院事業会計の収益的収支について、1,700万円の増額補正をお願いしています。

事業の内容につきましては、次のページで御説明いたします。

今回の補正は、国が県を通して交付する新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金をこころの医療センターに勤務する医療従事者等に給付するために補正するものでございます。

病院局からは以上です。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○山口裕委員長 以上で主要事業及び新規事業、予算関係の付託議案についての説明が終わりました。

ここで昼食休憩といたします。

再開は、13時からとします。

午後0時8分休憩

---

午後0時58分開議

○山口裕委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、報告関係について、執行部から順次説明をお願いします。

○亀丸健康づくり推進課長 健康づくり推進課でございます。

資料のほうは、予算及び条例等関係の資料

59ページをお願いいたします。

報告第8号、公益財団法人熊本県総合保健センターの経営状況について御報告いたします。

概要につきましては、次の60ページの資料で御説明申し上げます。

まず、1の財団の概要でございますが、同センターは、昭和60年3月に財団法人熊本県成人病予防協会として設立されまして、平成17年に財団法人熊本県総合保健センターと名称が変更されております。その後、平成24年4月に公益財団法人へ移行しております。

設立の目的は、生活習慣病予防やがん予防のため、健康診断や保健指導、普及啓発などの事業を行い、県民の健康の向上に寄与することでございます。

主な出捐者といたしまして、熊本県のほか、県の医師会、県対がん協会、結核予防会熊本県支部がでございます。

続きまして、2の令和元年度事業報告です。

受診勧奨や休日健診を実施したことによる保健事業の推進、それから、蓄電池搭載デジタル胸部検診車の導入による精度管理の向上、市町村に対する効果的な健康づくり支援や精密検査の受診率向上による健康支援活動の充実を行っております。

続きまして、令和元年度決算の概要です。

経常収益は22億5,000万円余、経常費用は18億3,400万円余、当期経常増減額は4億1,600万円余の増となっております。この増額分につきましては、施設整備のための積立金のほか、令和2年度に新しい健診システムに係る整備に充てることとしておりまして、適正に収支される予定です。

続きまして、令和2年度の事業計画でございます。

おおむね令和元年度と同様の事業実施を予定しており、健診受診率のより一層の向上、また、さらなる精度管理の向上に取り組んで

いく予定でございます。

最後に、令和2年度予算の概要です。

経常収益は22億2,700万円余、経常費用は19億6,800万円余で事業を実施することとしております。

今後も、予算の執行に当たりましては、より一層効率的、効果的に運用するとともに、公益財団法人として適切な運営が行われますよう指導に努めてまいります。

続きまして、資料の65ページをお願いいたします。

報告第32号、歯科保健対策の推進に関する施策の報告についてでございます。

これは、平成22年施行の熊本県歯及び口腔の健康づくり推進条例の規定に基づきまして、毎年度議会に報告するものであり、歯科保健の現状、そして令和元年度の成果と令和2年度の取組の3点につきまして、概要を67ページ以下で説明させていただきます。

1枚おめくりいただきまして、67ページのほうをお願いいたします。

まず、熊本県の歯科保健の現状でございます。

(1)の子どもの歯の状況につきましては、1歳6か月児及び3歳児の虫歯の保有者率につきましては、年々向上はしておりますが、全国的な順位につきましては、まだまだ低い状況が続いております。しかしながら、12歳児の1人平均虫歯の本数は0.8本となりまして23位と、昨年度が41位でございますので、23位と向上しております。

続きまして、(4)の市町村のフッ化物洗口事業の取組状況でございますが、①熊本市以外の市町村では、小中学校における実施率は100%となっております。

次の68ページをお願いいたします。

②熊本市の状況につきましては、昨年度、42の小中学校で実施されておきまして、本年度は、さらに実施校を増やして実施される予定でございます。

フッ化物洗口事業の成果につきまして、2点御報告申し上げます。

1点目は、12歳児の虫歯の状況に改善状況が見られます。先ほど申し上げましたが、令和元年度は0.8本となり、全国23位と改善をしたところでございます。

2点目は、早期に全小中学校でフッ化物洗口を実施した3つの町村におきまして、12歳児の虫歯がはっきりと減少しておるところでございます。

続きまして、69ページをお願いいたします。

令和元年度の主な取組の成果について、関係する6つの課ごとに事業の成果を記載しております。個別の事業につきましての説明は省略いたしますが、人材育成のための研修会の開催でありますとか、虫歯の予防、診療事業、診療器材購入への助成事業などに取り組んだところでございます。

飛びまして、73ページをお願いいたします。

73ページ以降は、令和2年度の主な取組の概要についてまとめております。

取組の概要につきましては、令和元年度の取組内容とおおむね重複いたしますが、本年度は、新型コロナウイルス感染拡大予防のため、事業を一部縮小しているものがございます。

なお、令和2年度の早産予防対策事業につきましては、9月補正で予算要求しているところでございます。

歯科保健対策につきましての報告は以上です。

よろしくをお願いいたします。

○樋口薬務衛生課長 薬務衛生課でございます。

予算及び条例等関係資料の61ページをお願いいたします。

まず、報告第9号、公益財団法人熊本県移



植医療推進財団の経営状況を説明する資料の提出についてですが、これについては、資料62ページの概要を基に御説明申し上げます。

1の財団の概要でございますが、この法人は、アイバンク事業及び移植医療に関する知識の普及に関する事業を行うことを目的としております。

次に、2の令和元年度事業報告ですが、(1)普及啓発事業は、移植医療に対する県民の理解と協力が得られるよう普及啓発を行っております。

(2)の摘出あっせん業務では、9名の方から眼球の提供があり、そのうち17眼のあっせんを行っております。

令和元年度の決算でございますが、3に記載のとおり、経常収益の決算額は1,035万円余、経常費用の決算額は1,031万円余であり、当期経常増減額は4万円余の黒字となっております。

4の令和2年度事業計画ですが、おおむね昨年度と同様の事業を予定しており、令和2年度の予算も、5に記載のとおり、おおむね昨年度と同様の予算額としております。

続きまして、資料の63ページをお願いいたします。

報告第10号、公益財団法人熊本県生活衛生営業指導センターの経営状況を説明する資料の提出についてですが、これについても、資料64ページの概要を基に御説明申し上げます。

1の財団の概要でございますが、この法人は、理容、美容、旅館などの生活衛生関係営業の経営の健全化及び振興を通じて、その衛生水準の維持向上を図ることを目的としております。

2の財団の令和元年度の事業報告ですが、経営指導員による経営相談指導、融資相談助言、苦情相談等を実施しております。

令和元年度の決算ですが、3に記載のとおり、経常収益の決算額は1,959万円余、経常

費用の決算額は1,954万円余であり、当期経常増減額は5万円余の黒字となっております。

4の令和2年度事業計画ですが、おおむね昨年度と同様の事業を予定しておりまして、令和2年度の予算も、5に記載のとおり、おおむね昨年度と同様の予算額としております。

説明申し上げました2つの財団の予算の執行に当たりましては、今後とも、より一層効率的な執行に心がけ、適切な運営が行われますよう指導に努めてまいりたいというふうに考えております。

薬務衛生課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○山口裕委員長 以上で後半グループの主要事業及び新規事業、付託議案等について、執行部から全ての説明が終わりました。

質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号等述べていただいてからお願いいたします。

また、質疑を受けた課は、課名を発言の上、着座のまま説明を行ってください。

それでは、質疑に移ります。

質疑はございませんか。

○岩下栄一委員 29ページ、看護師等確保事業ですけれども、この中に、看護師等修学資金貸与事業で、就業することを条件に返還を免除する修学資金とありますけれども、この後に、その看護学生に対して貸与するとあるんですけれども、それは、くれるんですか、貸すんですかね。

○三牧医療政策課長 ただいま委員のほうからお尋ねになった案件でございます。基本的にこの事業は貸与事業でございますが、5年間県内の医療機関に勤務する、あるいは僻地に3年間勤務する、その場合は返還を免除す

るという形になっております。

○岩下栄一委員 くれるわけじゃないんですね。返さなくていい場合もあるということですね。

○三牧医療政策課長 そのとおりでございます。あくまで県内の医療機関に就業していただくということを目的とした貸与基金になっております。

○岩下栄一委員 いずれにしても、非常に大変な職場で看護師さんたちの御苦労は大変大きいと思うんですけども、ぜひ人材を十分確保していただきますようお願いいたします。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

○鎌田聡委員 主要事業の41ページ、ハンセン病事業費の関係になりますけれども、今センターを設置して運営されていると思いますけれども、家族への補償金、これが今度決まって、その請求とかがされていると思いますけれども、県内で今どのくらい請求がきているんですか。

○亀丸健康づくり推進課長 ハンセン病の家族訴訟に伴います補償金のご関係でございますけれども、厚労省のほうからも、全体の人数あたりにつきましては、連絡も県のほうにはございません。ただ、4月1日に開設いたしましたハンセン病関係の相談センター、こちらのほうには、毎月20件を超える相談が来ておまして、そちらにつきましては、適切な相談対応を行っているところでございます。

○鎌田聡委員 請求額とか件数は分かりませんが、ちょっとした相談は来ているということですよ。だから、周知がなかなか

行き届いていないのかなという心配も家族の皆さんはしてたんですけども、その辺はどうですか、お知らせというか。

○亀丸健康づくり推進課長 センターの事業の広報といたしまして、各市町村の広報誌でありますとか、あるいは県のホームページ、そういったものを通して周知を現在図っておるところでございます。

また、相談の電話をかけてこられた方々の口コミの情報あたりも広がりを見せているところでございます。

○鎌田聡委員 せっかくこういった補償金の支給制度というのができましたので、まだまだ周知がどうなのかと心配しております。そして、これ、たしか期限もあったと思いますから、ぜひ積極的な周知をお願いして、それと、そのことについて、また、ハンセン病問題に対するきちんとした理解を生むような、そういった取組も併せてやっていただくようにお願いします。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

○藤川隆夫委員 説明資料のほうの16ページの件で、病床機能分化・連携推進事業ということで、回復期病床の強化に取り組むというふうになりますけれども、この地域医療構想の中ではずっと病床を整備されてきているというふうに思いますが、その中で、今当初から回復期はちょっと足りないという話で、そちらに移行するよという形での政策的な誘導もあったかというふうに思いますけれども、現状においては、今病床の状況自体、もう一回教えてもらえればと思います。

○三牧医療政策課長 医療政策課でございます。

病床機能につきましては、県内の病床機

能、4つに分けておりました、高度急性期、急性期、それに回復期と慢性期となっております。

現在、熊本県の状況といたしますのは、回復期がまだ余裕があるということで、ほかの部分はもう全部オーバーフローしているような状態でございます。

ただ、県内の医療機関が回復期のほうにだんだんベッドの機能を集約化してまいりまして、現在では、県内全体で約60床というのがまだ余裕がある、ということは、もうほとんど余裕がないというような状況になっているのが現状でございます。

○藤川隆夫委員 ということは、うまく機能分化ができたというふうに考えていいですかね。

○三牧医療政策課長 幸い県内の医療機関の協力にもよります、県としては、正しい方向に向かっていると考えております。

○藤川隆夫委員 分かりました。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

○竹崎和虎委員 予算及び条例関係のほうの資料の67ページからの歯科保健対策に関してなんですが、ちょっと私の数字の見方が間違っとならば御指摘いただければと思うんですけども、子供の歯の状況で、12歳児の方の1人平均虫歯本数は0.8本となっておりますよね。全国平均は0.7本、その下の米印で書いてある目標数値、12歳児1人平均虫歯本数0.84本以下となつとるですよね。何か目標が低くなっていませんか。今0.8なんですよね。

○亀丸健康づくり推進課長 これは、第4次の県の歯科保健医療計画を作成した時点での

目標値でございます、令和5年度までに12歳児の虫歯の本数を0.84本以下にしたいというふうな目標値でございます、現在、0.8本でございますので、目標は達しておるということでございます。

○竹崎和虎委員 これは、修正というか、達成したところ、目標を上げていかれたほうがいいんじゃないかと思うんですけども。

○亀丸健康づくり推進課長 当時策定した時点での目標値でございますので、今後、必要があればまた見直しをかけていきたいと思っております。

○竹崎和虎委員 ぜひちょっと上げてやっていかれればと思います。

以上です。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

○前田敬介委員 新規事業のほうの43ページ、献血推進対策事業なんですけれども、僕もライオンズとかで献血を手伝っているんですけども、いつもするごとに、センターの方が、若い血が足りない若い血が足りないと言われていたんですね。今この取組をして、大学生とかその辺の人数というのは、接種人数というのは増えている感じなんですか。

○樋口薬務衛生課長 薬務衛生課でございます。

今年度の献血につきましては、やはりコロナ禍の影響がありまして、特に、高校献血での会場ができないということで10代が激減しております。また、専門学校等での献血もできておりませんので、20代のほうも減っていると。

全体的に見ますと、こういったことは、報

道等で取り上げられていただいたおかげで、全体の数というのにつきましては、かえって今増えているというふうな状況でございます。

以上です。

○山口裕委員長 よろしいですか。

ほかにありませんか。

○藤川隆夫委員 新規事業の29ページの看護師等養成所内実習補完事業に関してなんですけれども、コロナ禍の中で、いろんなところで実習ができないようになって、それを補完する意味でこの事業されていると思うんですけれども、ただ、産科の部分に関して、助産師並びに看護師の受験要件としてあると思うんですけれども、その部分に関して、恐らく県ではなかなか判断が難しい部分あると思うので、国のほうで何かその部分出ているれば、その要件の緩和するだとか、あるいは実習していなくても受験できますよとか、何かそういうのがあれば、分かっていたら教えていただきたい。

○三牧医療政策課長 申し訳ございません。医療政策課でございます。

手元に詳しい資料ございませんが、今回の臨地実習に代わって学内での研修等である程度受験の基準はクリアできるというような通知を以前ちょっと見せていただいたことがございます。

もう1つ、あわせて、こういった代替事業を行っておりますが、今県では、厳しいコロナ禍ではございますが、医療機関に結局看護師を供給するためのものになっておりますので、各医療機関にもできるだけ臨地実習が可能なようにということでお願いの文書も差し上げているところでございます。

○藤川隆夫委員 今ので分かりました。

なかなか現場からは、実習ができないので困っているという話が大分入ってきてましたので、結局実習しなければ受験資格がないという話だったもんですから、そこはちょっと心配だったので、今聞かせてもらいましたけれども、そういうことで代替できるというようになれば、それはそれでいいのかなと思います。

再度、国のほうからの情報も取っていただければと思っております。

○岩下栄一委員 薬務衛生課に2点お願いします。

移植事業ですけれども、いろんな移植を必要とする患者が増えておまして、臓器移植コーディネーターという制度があって、日ホかなんかにおられると聞いてますけれども、今1名ですか、2名ですか。

○樋口薬務衛生課長 薬務衛生課でございます。

県のコーディネーターは、各県1名ということになっております。

○岩下栄一委員 私らも、さっきもお話あったけれども、ライオンズクラブなんかで臓器移植キャンペーンをやったりしているんですけれども、1人ということなんですね。分かりました。

それともう一点、医薬品登録販売者の研修といますかね、今いろんな薬が出回って簡単に買えるというか。ところが、薬の副作用もいろいろ指摘されてて、10年ぐらい前ですけども、極端な場合では、ステイブンス・ジョンソン症候群という、ちょっと風邪薬を飲んだだけで、市販の。それで体中が大変なことになって、死亡例もあって、結局難病に指定されましたけれども、そういうケースもあって、登録販売者が、また購入する消費者も簡単にいろんな薬を買ってみて使うと

というようなこともあって、その登録販売者の研修というものをやっぱりよほど徹底してやらないといかぬじゃないかなと思いますけれども、その点はいかがですか。

○樋口薬務衛生課長 登録販売者の研修につきましては、各薬局とか店舗ごとに研修をするように決められておりまして、また、県のほうでも登録販売者の持続研修というのも行っておるといところでございます。

○岩下栄一委員 それは十分ですか。

○樋口薬務衛生課長 継続してそういった研修を、引き続き――。個人で勉強もしていただくことを続けていただくことになっております。

○岩下栄一委員 分かりました。

○山口裕委員長 ほかに質疑はありませんか。

なければ、以上で後半グループの質疑は終了します。

○下山健康福祉政策課長 申し訳ございません。健康福祉政策課でございます。

午前中の鎌田委員の質疑に対して、数字を持ち合わせておりませんでしたので、この場で回答させていただけたらと思います。失礼いたします。

主要事業の3ページ関係で、住まいの再建で、熊本地震でどれぐらいの実績があったのかという御質問でございました。

今金額を、29年度から予算化及び執行しておりまして、トータルで昨日までの集計をいたしましたところ、53億4,000万円ほどになりました。

これは県把握分でございます、リバースモーゲージと自宅再建利子助成は、熊本市で

の令和2年度の執行もございまして、これらを合わせますと、恐らく60億程度になるかと思えます。県把握分として53億4,000万円程度ということでございまして、また、改めて集計をさせていただきたいと思えます。

それから、質問の御趣旨としては、今回の7月豪雨に対してもきちっとこういった支援策を用意してくださいということだと理解しております。球磨川流域復興基金などの措置もあってございまして、そういったものも活用しながら、熊本地震並みの支援策を検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○鎌田聡委員 よろしく申し上げます。

○山口裕委員長 それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第4号、第5号、第11号及び第12号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○山口裕委員長 異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外4件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○山口裕委員長 異議なしと認めます。よって、議案第1号外4件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○山口裕委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申出が3件あっておりません。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、報告をお願いします。

○下山健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

報告事項という白い資料になりますけれども、そちらのほうをお願いいたします。

1ページをお開きください。

令和2年7月豪雨からの復旧・復興プラン（仮称）の検討状況について御説明させていただきます。

なお、本件につきましては、企画振興部球磨川流域復興局から総務常任委員会に報告されるものなのですが、県政全般に関するプランになりますので、当常任委員会についても、現在の検討状況を御報告させていただくというものでございます。

まず、8月25日に開催しました第1回球磨川豪雨検証委員会の概要を御説明します。

(4)の会議概要ですが、まず、事務局の説明として、令和2年7月豪雨の概要や被害状況に加え、人吉地点の流量の推定や市房ダム等における洪水調節などを説明いたしました。

次に、流域市町村長から、スピード感を持った検証の実施、抜本的な治水対策の実施、川辺川ダムが存在した場合の効果について検証を求める意見のほか、これまでのダムによらない治水対策を評価する意見などが出されました。

なお、第2回会議は、10月6日の開催が予定されています。

次に、8月30日に開催したくまもと復旧・復興有識者会議の概要を御説明します。

資料の下部を御覧ください。

会議には、熊本地震の際と同様に、五百旗頭座長をはじめとする7人の有識者に参加い

たきました。

次のページを御覧ください。

会議では、球磨川流域の恵みを生かした復興の考え方や教育、医療、福祉などの様々な切り口から復興に向けた意見をいただきました。

なお、今後、今回の議論を踏まえた提言書が知事に提出される予定となっております。

最後に、3番ですが、令和2年7月豪雨からの復旧・復興プランについて御説明します。

まず、(1)基本的な考え方ですが、復旧、復興の3原則を基本とし、住民の生命、財産を守り、安全、安心を確保するとともに、球磨川流域の豊かな恵みを享受し、将来にわたって持続可能な地域の再生を目指すという考え方を基に、今後具体的な取組を盛り込んだプランを策定していきたいと考えています。

次に、(2)復旧・復興プランの構成項目(案)ですが、まず、被害状況の把握、豪雨災害の検証、将来の目指す姿を整理した上で、復旧、復興に向けた主な取組、ロードマップを検討してまいりたいと考えています。

四角囲みに現時点での取組の方向性のイメージをお示ししていますが、今後、県庁内や被災市町村と議論を重ねながら、しっかりと必要な取組を検討していきたいと考えています。

最後に、④ですが、プランには、県の取組だけではなく、各市町村の支援体制や復興に向けたロードマップも示していきたいと考えています。

次に、今後の想定スケジュールですが、先ほども御説明しましたとおり、10月6日に第2回豪雨検証委員会が開催されます。その後、復旧・復興会議を重ね、11月中に復旧・復興プランを取りまとめていきたいと考えております。

報告は以上でございます。

○永野社会福祉課長 社会福祉課でございます。

引き続きまして、資料の3ページをお願いいたします。

「ひきこもり状態にある方」に関する調査の結果を取りまとめましたので、報告をさせていただきます。

この調査は、8050問題など、ひきこもりが社会全体の課題として注目されていることから、その実態を把握して、相談支援体制の充実を図るための基礎資料とすることを目的に実施したものでございます。

調査の方法は、民生委員、児童委員へのアンケート形式としました。民生委員、児童委員の方々が日頃の活動の中で把握されているひきこもり状態の方について、回答をいただく方法としております。

調査は、昨年10月1日時点で、熊本市を含む県内全市町村の民生委員3,682人をお願いをし、3,089人、83.9%の方から回答をいただいております。

この調査の対象が、国のひきこもりの定義と同じで、15歳から64歳までの方で、6か月以上自宅に引き籠もり、社会的参加を避けている状態の方でございます。

3の調査結果の概要でございます。

まず、総数、県内全体で845人で行いました。該当者の割合は、町村部のほうが高く、都市部での実態把握の難しさが表れていると考えております。

4ページをお願いいたします。

性別では、男性が7割以上を占めています。また、年代では、40歳代が最も多く、就職氷河期世代を含む30歳代と40歳代で全体の50%を占めております。

ひきこもりの期間は、10年以上が最も多く、ひきこもりの長期化がうかがえる結果となっております。

5ページをお願いいたします。

該当者の状態は「近所のコンビニなどには

出かける」が最も多くなりましたが、「自室から出るが、家からは出ない」も27.6%と相当数に上っております。

生活困窮の状況では「当面、困窮する可能性は低い」が最も多くなっておりませんが、「困窮する可能性が高い」あるいは「既に困窮している」という方も、合わせて約25%あります。迅速に支援が必要な方に対しては、速やかに対応していただくよう市町村にお願いをしております。

ひきこもりに至った経緯では「疾病・性格など本人の状況」が最も多くなりましたが、その他の原因も多くあり、ひきこもりの原因は多様であるということがうかがえるところでございます。

6ページをお願いいたします。

必要な支援ですが、社会参加に向けた支援など、複数の回答がほぼ同数となっております。一人一人のひきこもりの状態に応じて適切な支援が求められるものと考えております。

今回の調査結果を踏まえた今後の対応でございます。

まず、市町村での相談支援体制の充実でございます。

1つ目としまして、やはり身近な地域での相談環境整備のため、市町村の相談窓口の明確化、その方法等による周知を図ります。

次に、ひきこもり状態にある御本人または家族から寄せられた相談に対応するために、支援に携わる関係機関による市町村レベルの相談体制、プラットフォームの形成を進めます。また、自立相談支援機関に訪問支援を行うアウトリーチ支援員を新たに配置して、ひきこもり家庭に対する支援体制の強化を行います。今回、アウトリーチ支援員の配置に必要な予算をお願いしたところでございます。

次に、市町村を後方支援する県としての取組でございます。

まず、ひきこもり地域支援センターの機能

を強化し、市町村への専門的なアドバイスなどの後方支援を行います。そのために、市町村支援員をひきこもり地域支援センターに配置することとしておりまして、そのための予算をお願いしたところでございます。

次に、自立相談支援機関の相談員の養成研修や支援者向けの研修会などを行いまして、支援に係る人材の養成や資質の向上を図ることとしております。

また、社会参加を目指すひきこもりの方に向けました職場体験や職場実習等の受入れ体制の整備を行いたいと考えているところでございます。

調査の結果の詳細につきましては、7ページ以下に報告書を添付しておりますので、こちらのほうも御覧いただきますようお願いいたします。

説明は以上でございます。

よろしくお願いたします。

○上野健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

引き続き、報告事項の27ページをお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行に備えた検査体制の整備について御報告いたします。

秋冬の季節性インフルエンザ流行時には、多くの発熱患者が医療機関に受診することが想定されますが、季節性インフルエンザと新型コロナウイルスの患者の臨床所見で貫徹することは困難とされております。そこで、発熱患者等が、かかりつけ医など地域の身近な医療機関において診療、検査を受けることができる体制の整備が求められております。

この資料は、医療提供体制の整備と検査体制整備計画の策定の二本立てとなっております。医療提供体制整備につきましては、かかりつけ医等の地域の身近な医療機関での相談体制の確保と診療、検査医療機関の指定を

行うというふうにしております。

さらに、検査体制整備につきましては、かかりつけ医等を中心に、検体採取対応力の確保と発熱患者等には検査キットを活用していただくことで、検査能力の確保を行います。

この医療提供体制と検査体制の整備を一体的に検討することで、次のインフルエンザ流行に備えて、発熱等の症状のある多数の患者に対しまして、地域において適切に相談、診療、検査を提供する体制を整備するものでございます。

国としましても、検査機器の購入の補助や抗原キットの増産の支援、発熱患者等の相談、診療、検査を担う医療機関の整備の支援、検査に必要な个人防护具の無償配付などを準備しているところでございます。

資料28ページをお願いいたします。

発熱患者等の相談、受診の流れについて御説明いたします。

発熱患者に関しましては、かかりつけ医など身近な医療機関または新たに設けます受診相談センターで相談を受け付けることとなります。受診可能ということであれば、受診の予約後に地域の診療所、ここが診療、検査、医療機関となります。こちらにおいて診療、検査を行う体制を整備いたします。

県民の皆様には、発熱等の症状があった場合に、事前に電話予約の上、受診をする必要があることも含めまして、今後、受診方法を周知していきたいというふうに考えております。

これら体制整備につきましては、医師会との連携、協力が不可欠であることから、現在、県医師会や保健所、郡市医師会と緊密に連携いたしまして、県民が身近な医療機関で安心して受診できますように、また、医療機関も安全に診療、検査ができますように、地域の実情に応じた医療提供、検査体制の整備について、協議調整をしているところでございます。



以上で報告終わります。

○山口裕委員長 以上で執行部の報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○中村亮彦副委員長 健康危機管理課から今御説明いただきました新型コロナとインフルエンザとの同時流行についての対応についてお聞きしたいんですけども、最近では、テレビや新聞、マスコミ等で、県民の皆さんも、これからの季節において、秋冬を迎えるに当たって新型コロナとの同時流行、これについて大変心配されているというふうに思います。

先ほどの説明では、可能な限り多くの医療機関で発熱患者等からの相談に対応し、診療、検査ができる体制を目指すということでありましたけれども、これまでも、熱発してインフルエンザということを疑う場合に、身近な医療機関で診療や検査ができたというふうに思うんですけども、発熱者について、新型コロナ感染の状況を考えられるこの状況の中で、これまでどおりの受診行動でいいのか、もしくは、多くの発熱患者の方に対応できるかということ、それから、今回の体制を県民の皆さんにどのように周知されるのかをお尋ねしたいというふうに思います。

また、各地域において、今日、八代保健所のほうから池田所長御出席でございますので、また、各地域において診療、検査体制について検討されていることということでございますけれども、最前線での体制整備の状況についてもお尋ねしたいと思います。

○上野健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

ただいま御質問の従来どおりの受診対応ということなんですけど、確かに、委員のおっしゃるとおり、従来から、あらかじめ電話を

いただいて受診をしてくださいというお願いはしてきたところではございますが、この秋冬、季節性インフルエンザとの、もし同時流行が起こった場合、過去4年間で、熊本県内でピーク時の1日当たりの患者さんというのが、推計ですが7,000人近くいらっしゃっております。ですから、今までどおり電話をされても、疑いがある場合は保健所が受診調整をして、帰国者・接触者外来につないできた。この従来のやり方ではもう追いつかないような可能性があるということでございますので、なるべく多くのかかりつけ医や身近な医療機関で受診、検査ができる体制を整えていただきたいということで、今地域の郡市医師会、それと保健所と今協議を進めていただいている状況でございます。

それと、県民の方におきましては、今後、受診相談センター、従来は、今一括してコールセンターというところで電話を受け付けておりますが、そこのかかりつけ医や受診相談センターに連絡をいただいて、かかりつけ医、身近な医療機関で受診が可能なところを紹介していただく、このような制度を整えていただきたいというふうに考えているところでございます。

県民の方への周知は非常に重要でございますので、県ホームページをはじめといたしまして県の広報誌「県からのたより」とか市町村広報誌、それと、広報グループで持っていますユーチューブ、ツイッター、フェイスブック、こちらも活用いたしまして、周知を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

○池田首席医療審議員 八代保健所長を兼務しておりますので、私のほうからもお答えいたします。

地域における体制整備につきましては、今週の月曜、29日に開催されましたが、県医師会と郡市医師会との感染症担当理事の連絡会

議に県下の全保健所長も出席させていただきまして、医師会と保健所が連携して進めていくということを改めて確認いたしました。

それを基にしました具体的な取組としまして、郡市医師会長と地域の保健所長との連名によりまして、先ほどおっしゃいましたが、上野課長言いましたように、診療、検査を行う医療機関への参加を求める依頼文を地域の医療機関へ送付しております。

また、この依頼に関連しまして、できるだけ多くの医療機関に御参加いただくため、地域の郡市医師会と合同で説明会を開催しまして、その場におきまして、受診、相談体制の地域の充実ということにつきましても、併せて協力をお願いすることとしております。

以上でございます。

○中村亮彦副委員長 医療機関との連携、大変重要だろうと、こういうふうに思いますし、また、先ほど説明もありましたように、1日7,000人ということで、季節性インフルエンザも患者さんがあるこの時期においては、新型コロナとか、こういうのがなくても、大体この時期になりますと、医療機関は、てんやわんやということで混乱するような時期であります。また、これも、コロナとインフルエンザということでもありますから、非常に紛らわしい状態であるし、医療行為を受ける側も与える側も大変混乱するだろうというふうに思うんですね。だから、やっぱりここは県民の方々にしっかり周知して御安心いただけるような周知のやり方、しっかり考えていただいて、そしてまた、効率的に、そしてまた、かつ安全性を確保した上で、しっかりと対応できるような施策を取っていただきたいと思っております。

以上でございます。

○山口裕委員長 ほかに質疑はありませんか。

○藤川隆夫委員 今のに関連する話になるんですけども、既にもう昨日からインフルエンザの予防接種が始まっております。これから冬にかけて少しずつインフルエンザも出てくるというふうに予測されますし、その中に当然新型コロナの方が紛れ込むというのはいり得る話だというふうに思っております。

その中で、先ほど抗原のキット自体は潤沢に用意するみたいな話もありましたけれども、現在、コロナとインフルエンザ両方検査できる抗原のキットがもう出てくるというふうに思っておりますけれども、それ自体は、ある意味潤沢に出てくるのか、そして、先ほど言ったように、発熱者、これから当然我々のところなんかも現場でちょっと分からないわけですから、その中で検査をしていく上において、どこにもそういう検査キットが潤沢に行き渡るのかどうかというのを、まずそこをちょっと教えていただきたいと思っております。

○上野健康危機管理課長 今委員が御質問された両方一度に測定できる抗原キットにつきましては、開発中ということは聞いておりますが、それがいつから潤沢に製造、供給されるかにつきましては、ちょっとまだ把握ができておりませんが、10月から恐らく近々鼻腔ぬぐい液で両方可能になるということになりますので、現在製造がされておりますそれぞれの抗原キットで同じ取り方で両方の検査ができるということになるというふうに思っておりますので、そちらであれば、採取するドクター、先生方にとっても、非常に感染のリスクが低くなるのではないかとというふうに考えております。そちらのほうは、毎日20万キット製造するというふうに聞いておりますので、そちらのほうは、供給は十分にあるものというふうに考えております。

○藤川隆夫委員 今のは、同時に一検体で両

方調べられるというものですか。

○上野健康危機管理課長 従来のインフルのキットとコロナのキットとそれぞれが1日20万個製造されると。

○藤川隆夫委員 今言ったように、鼻腔から取れるので、今考えているのは、自分で採取してというふうに我々今考えています。ただ、その中でも当然インフルエンザとCOVIDが交じってくるわけで、じゃあ、そこでCOVIDが出た場合、どういう対応をするかということ、2類の感染症なんで、それに応じた対応をしなきゃいけない話に恐らくなってくると思います。

例えば、通常の診療所でドライブスルーで検査してました、その中でCOVID出ました、じゃあどうするという話恐らく出てくると思うんですよね。搬送しなきゃいけない。搬送するに当たっては、今県のほうでタクシー業界と提携が進んでいるというふうに思っておりますけれども、それを使うにしても、それ自体が、車自体も少ないという話がありますし、なおかつ運賃自体も本人が払わなきゃいけないし、最低でも6,000円以上という話に今なっている。だから、ちょっと動けば1万円ぐらい、COVIDの人動かせば、疑いの人も含めてなんですけれども、乗せれば、それぐらいかかるという話になっていますので、そういうふうな部分のお金の問題もそこで出てくるでしょうし、今言ったように、感染の時期に入ってきたときに、もう本当に恐らくどう対応したらいいか分からないような状況が各診療所で私は出てくるんじゃないかなと今思っているんですけれども、そこに予防接種も恐らくはまってくると思うんですよ。そうしたら、時間分けてやるしかないのかなというふうに今考えています。時間分けて予防接種をやって、発熱者は別の時間帯で診るとか、その中で今言った形でCOV

IDが出てきたらどうするんだという話。搬送の話は、これから恐らく厚労省から県に話は来るんだろうというふうに思っております。どういうふうに搬送したらいいとか。その付近も含めてきちっと計画を立てとかなないと、恐らく、さっきあったように、現場混乱すると思います。

そのような状況の中で、さっき言ったように、抗原検査のキットが潤沢に医療機関に来るといえるのであれば、それはありがたい話だし、それに合わせてPPEは当然これ、必要になってきますので、PPEも無償で配付されると書いてありますので、それも潤沢にやっぱり来ないと恐らくいけないと思います。ただ、それが発熱者を診るという、先ほど言った、検査をしますというところにしか来ないんだったら、ちょっとそこは問題だろうと思うんですね。というのは、そうじゃないところにも当然発熱患者行くわけなんですよ。そこで出る可能性すらあるわけで、できれば、医療機関全部に行き渡るような感じで考えていってもらったほうがいいのかというふうに思いますので、それも含めてよろしくをお願いします。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

最後に、その他のその他に入りますが、本日は、3密を防ぐため、出席職員を限定しておりますので、この場でお答えできない内容については、後日文書等で回答させていただくことといたしますので、御理解と御協力をお願いします。

それでは、委員の皆様から何かございませんか。

○竹崎和虎委員 避難所の在り方についてちょっとお尋ねしたいと、運営とかに関してですね。

健康福祉政策課さんと、それと危機管理防災課さんでいろいろ事柄によって分けてされていると思うんですけども、そういった中で、この健康福祉政策課さんでお答えできる部分を教えていただければと思うんですけども。7月の豪雨災害を受けて、防災意識であったり、県民のそういった災害に対する意識が変わってきまして、先般台風10号が来たんですけども、特別警報が出るんじゃないとか、事前の触れ込みが大きかったもんですから、多くの方々が県内でも避難をされたと。

このコロナ禍にあるもんだから、避難所の定員というんですかね、人数を少し少なくしたり、また、避難所分散してオープンしたんですけども、特に、被災地の市町村では、避難所担当の職員さんだけじゃ人が足らぬもんだから、ほかの課の方々も手伝いにローテーションで来ていただいたり、短期ですね。来ていただいてされとるんですけども、そういった方々は、本来は災害復旧の業務とかに当たらなきゃいけないけれども、そっちに回されてというか、そういった中で、職員さんなんかの負担も大きくなっていると思うんですよ。そういった御相談とかあったとか、そういったところに対する県の支援であったり、何か取組があったら教えていただけますか。

○下山健康福祉政策課長 特に、職員の応援体制というものは、確かに、被災地だけではなく、今回の場合、4万人ほど結果として非難されて、多くの市町村でいろんな課が応援をされたと聞いています。

先生おっしゃるように、被災された市町村にとっては、人員的に本当厳しい状況でいらっしやっただと思うのですが、直接の御相談はあっておりません。ただ、人吉市のほうから広域避難の御相談があったということで、御承知のとおり、広域避難というものをしたと

ころでございます。

本来は、やはりできるだけ近くの、御自宅から近いところに避難をしていただくというのが望ましい形であろうと思いますし、そのためにも、平素から市町村にあらかじめ開設できるところ、しかも、そこはできれば自主運営とか、職員以外の方もいるところでの運営というのが望まれることになろうかと思えます。そういったところも含めまして、今回の10号の一連の超過定員等もございましたので、検証いたしまして、危機管理防災課と相談しながら進めてまいりたいと思っています。

○竹崎和虎委員 その対応をいただければと思います。

その中で、今ちょっと広域避難のお話、県立劇場をということがございました。人吉のほうからも、バスで来られたりというのがあったんですよ。それを受けてかなんですけども、私のところの熊本市内でも多くの方が避難をされているんですよ。海沿いの方々は、高潮とかそういうのを警戒してというのがありますし、また、地域の方々も、水害とかそういうのも含めてされとるんですけども、熊本市がアクアドームはペットも連れてきてよかみたいなの、そうすると、すぐ満員になったんですよ。もう行っただけでも入れぬかったという方もあったし、あとは、私のとこじゃ花園公民館というのがあるんですよ。そこに行っただけでも、もう定員がいっぱいだから入れませんと、たらい回しに遭ったという方がいらっしやるんですよ。

そういう方々から、熊本地震のときは県立体育館が開いとったたいねとか、かがやきの森が開いとったたいね。今回何で開かぬと聞かれたわけですよ。そこもやっぱり熊本市とのやり取りというか、市側からの要望がないと開けられぬとですか。

○下山健康福祉政策課長 避難所の設置については、危機管理防災課のほうが詳しいところではございますが、私どもが把握している範囲としまして、県立施設も、今日もお調べしましたところ21か所ほど。かがやきの森も子供用の避難所として活用されていると聞きまして、今回開設されたかどうかというのはあるんですけども、県立の施設においても、市からの協議等に対応して開設をしているところがございます。あらかじめ、例えば、県立学校で18か所、支援学校が先ほどのかがやきの森が1校あります。県立青年の家、あしきた青少年の家も含めて2か所、計21か所において避難所として指定はされております。これを実際にどうするか、それからまた、新たな施設、市町村においては不足することも今後見込めますので、そういったところも施設の所有者、管理者側と協議をしていただきながら、できるだけ多くの開設ができるように支援していきたいと思っております。

○竹崎和虎委員 今後、また台風が来るかもしれない。こういった気象状況になるか分からぬところもあるものですから、そこら辺、できる限り皆さんが近いところというか、行くべきところに避難できるような体制を取ってというか、県のほうからもそういったのを市のほうにもお話しいただければと思います。

ちなみにですけれども、かがやきの森とかおっしゃった方は、あそこはクーラーが効いてよかもんなという話もされていたんですけども、やっぱり、近かったりですよ、安全な施設というのがあればと、そういう方はおっしゃったと思うんですけども、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○山口裕委員長 なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

最後に、要望書が2件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これを持ちまして第5回厚生常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後2時0分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

厚生常任委員会委員長